

平成 22 年度マスターセンター補助事業

K－G A P（かごしまの農林水産物認証制度）と
他 G A P（農業生産工程管理）に関する調査研究

報 告 書

平成 23 年 1 月

社団法人 中小企業診断協会 鹿児島県支部

はじめに

鹿児島県は農業生産額が約4000億円と北海道に続いて全国第2位を誇る農業大国です。従って、多発する食品に関する不祥事、事件・事故はもとより、口蹄疫、鳥インフルエンザなど昨今の話題による影響は甚大（一旦、発生すると宮崎県の事例を大きく上回る被害が予測されている）で、食の安心・安全への関心は益々増大しており、県政としても重大な関心事となっています。

こうした状況の中、鹿児島県は他県に先駆けてK-GAPという第3者認証制度を発足させており、本年度は既に200件を超える認証を行っております。2010年4月には農林水産省も「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」を発表するなど、GAPの普及を後押ししている状況です。

今回の調査研究事業は、先進事例である「K-GAP」を取上げました。ご照覧下さい。

2011年1月

社団法人 中小企業診断協会鹿児島県支部
支部長 田中博道

第1章 調査の目的	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	2
第2章 K-GAPについて	3
1. K-GAPとは	3
2. 農業生産工程管理（GAP）の全国での取組状況	7
第3章 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインとは	9
1. 概要	9
2. 目的	9
3. 内容	10
4. 構成	10
5. メリット	11
6. K-GAP認証基準とGAPの共通基盤に関するガイドラインとの共通点と相違点	11
7. 相違点からの考察	16
第4章 JGAPとは	19
1. JGAPの概要	19
2. JGAPの理念	20
3. JGAPの内容	21
4. JGAPの審査・認証機関	24
5. JGAPの構成	25
6. JGAPのメリット	26
7. K-GAPとJGAPとの主な共通点と相違点	27
第5章 K-GAPヒアリング	29
1. K-GAPについてのヒアリング	29
第6章 終わりに	45
1. K-GAPの利点	45
2. 謝辞	45
添付資料	46

第1章 調査の目的

1. 調査の目的

鹿児島県は農業産出額が4000億円を超えて、北海道に続く全国第2位の農業県である。黒牛・黒豚に代表される圧倒的な評判と飼育頭数を誇る畜産（豚、牛、鶏）を始め、全国1,2位の産出額を持つそらまめ、おくら、かぼちゃ、さやえんどう、さとうきび、かんしょ（さつまいも）、にがうり、ばれいしょ、そしてお茶などの野菜類の栽培、ぶり、かんぱち、うなぎなどの養殖漁業も盛んである。最近話題の食料自給率でもカロリーベースでは91%と全国8位であるが、生産額ベースでは218%と宮崎県に続く全国第2位（いずれも平成20年度値）を誇っている。さらに食品加工業（食肉、漬物、鰹節など）、焼酎製造業などを合わせると、農産物関連産業は疑いもなく鹿児島県の基幹産業であり、鹿児島の顔となっている。

ところが、本年度最も騒がれた口蹄疫を始め、汚染米・農薬混入問題、・・・等、食品の安全・安心問題は、各県に担当課が作られて（平成16年度）からも一向に減る気配がない。

我々、中小企業診断協会鹿児島県支部では、何か農業経営に役立つ調査研究はできないかとテーマ探しを続けてきた。過去、畜産廃棄物処理問題や食の安心・安全に取り組んだ経験があったが、今回は昨年からの食料・農業農村白書で取上げられるようになり、折りしも本年4月に農水省がガイドラインを発表したGAP（Good Agricultural Practice）を調査研究のテーマに選択した。

GAPは1990年頃に環境問題に取り組んでいたイギリス農務省が農薬の安全使用規則を制定したことに端を発し、「持続可能な農業」のための規則に発展し、さらに食品安全の問題に対応するようHACCPを取り込んでGAP規範が生まれ、EUREPGAPに発展した。2007年にEUREPGAPがGLOBALGAPとして統一された。

GLOBALGAPは農場管理における最低基準と位置づけられており、各国はプラスアルファの基準を設けている。日本でも2004年農水省の日本版GAP導入・確立事業により、日本の法律や慣習に合わせて独自の部分が加わったGAPを模索してきた。その過程で基礎GAP、各JAの制定したGAP、生協GAP、イオンGAPなどが生まれ、基準がまちまちとなったために、先述したGAPガイドラインが発表されるに至った。

農業先進県である鹿児島県は、平成16年10月からスタートした「鹿児島県農林水産物認証制度」をK-GAPに発展させ、第3者認証を行っている唯一の県であり、全国知事会の先進政策バンクホームページに掲載されているほどである。しかし、一般には殆ど知られていない。

そこで、K-GAPを含め、色々あるGAPの違いを整理して、一般の理解を深めるとともに、今後の農業経営に役立て、正しい農業を継続していくにはどんな方向が望ましいか、検討を重ね、報告書として纏めた。

2. 調査方法

(1) 聞き取り調査

- ① 鹿児島県農政部食の安全推進課
- ② 社団法人鹿児島県農業・農村振興協会食の安全推進部
- ③ H農園
- ④ 有限会社S農園
- ⑤ 有限会社O農園
- ⑥ JA指宿営農指導課
- ⑦ 鹿児島県経済連
- ⑧ イオントップバリュ株式会社トップバリュ商品本部

(2) 文献調査

- ① GAP入門 田上隆一 農文協
- ② JGAP導入ガイドブック 日本GAP協会 農業技術通信社
- ③ JGAP公式解説書 日本GAP協会 農業技術通信社
- ④ 食料・農業・農村白書 農林水産省
- ⑤ 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン 農林水産省
- ⑥ 鹿児島県食の安心・安全基本方針、かごしまの農林水産物認証制度実施要綱
- ⑦ その他新聞記事多数、ホームページ検索

(3) 調査メンバー

調査メンバーは以下の4名である。

鹿児島県支部正会員	浦島 和衛
	桐山 馨
	佐伯 敏雄
	宮脇 俊雄

第2章 K-GAPについて

1. K-GAPとは

(1) 概要

平成16年に創設された制度で、鹿児島県産農林水産物に対し県が策定した安心・安全の基準に沿って生産者が作業、記録・点検・評価・改善をする取組などの生産工程管理を外部機関が審査・認証する仕組みで、「かごしまの農林水産物認証制度」とも呼ばれている。

(2) 目的

生産者の安心・安全な農林水産物を生産する取組を消費者に正確に伝えることで、鹿児島県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するためとしている。

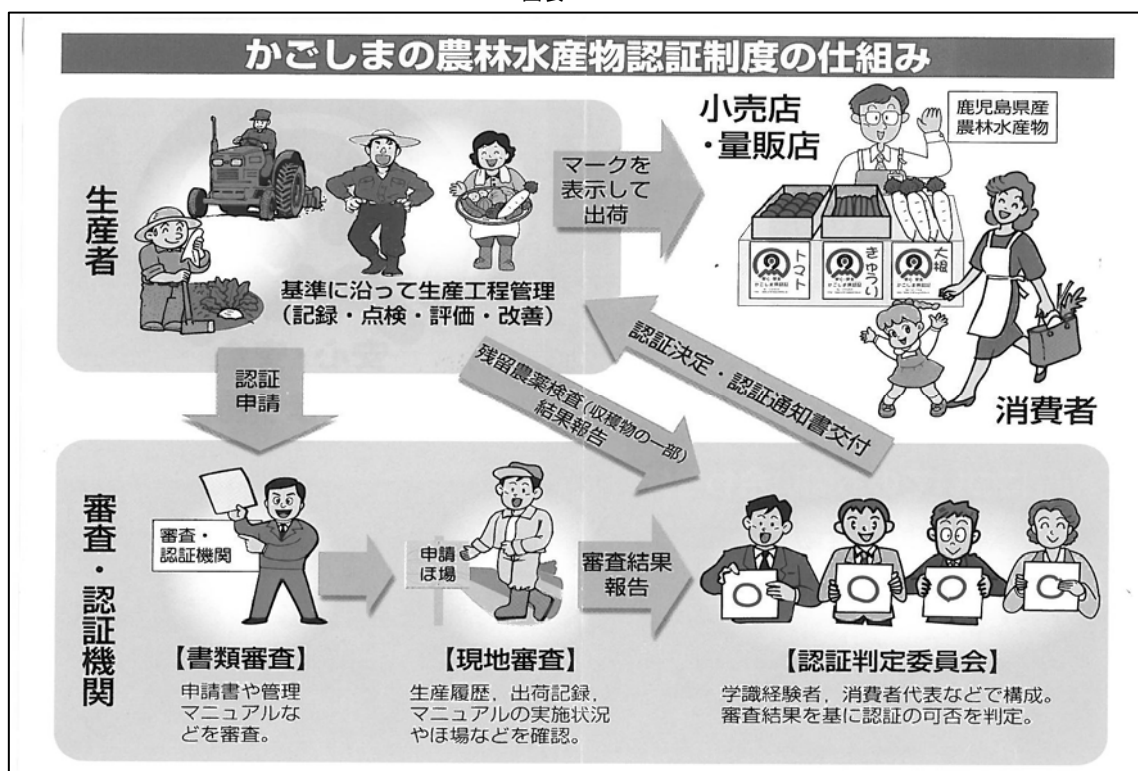
審査・認証のやり方は、農産物そのものを審査・認証するのではなく、生産者が行う生産工程管理の取組を審査・認証することで、農薬残留をはじめ潜んでいる危険な要因を排除し、農林水産物の安全を確保しようとするものである。

(3) 内容

① 仕組み

認証対象は、鹿児島県内で生産される農林水産物で、認証を受けようとする生産者が毎年度品目ごとに第三者である審査・認証機関に申請し、書類審査及び現地審査の上、認証基準に適合していることを確認・認証（第三者認証）する仕組み（図表2-1）である。

図表2-1



出所：かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）リーフレットより

② 認証基準

「安心・安全」の考え方にに基づき、鹿児島県が策定する。

・「安心」とは生産履歴等の記録・保存の確実な実施、生産管理責任者等の設置、適正な表示、消費者の疑問若しくは質問又は万が一の事態に速やかに対処できるなど、消費者の信頼を得られる体制が整備されていること。

・「安全」とは、生産・栽培基準に適合した生産管理又は栽培管理がなされ、適正に管理された施設等で集出荷が行われていること。

としており、現在、野菜・果樹、米、茶、たけのこ、原木栽培きのこ、卵の認証基準がある。

③ 審査・認定手数料

団体（２戸以上）で、１，５７５円／戸、個人（１戸）で５，２５０円／戸である。（茶工場については、別途設定）

④ 認証マーク

図表２－２が通常の認証マークで、認証を受けた生産者は、出荷物等に表示することができる。また、取組内容により別途６種類の認証マーク（図表２－３）がある。

- ・化学肥料慣行基準より５割減
- ・化学肥料栽培期間中不使用
- ・節減対象農薬慣行基準より５割減
- ・節減対象農薬栽培期間中不使用
- ・農薬栽培期間中不使用
- ・特別栽培農産物

マークの違いは、★の色および★の数、さらに肥料や農薬の低減の取組が表記されている。

図表２－２



出所：鹿児島県ホームページ

図表２－３



出所：鹿児島県ホームページ

(4) 内容

安全基準として生産に関する基準・出荷に関する基準があり、また、安心基準として管理体制に関する基準がある。各基準の項目内容については下記の通りで項目数、基準数をまとめると図2－4となる。（詳細基準については、巻末資料－1 を参照）

① 生産に関する基準（6項目）

- 1) 圃場管理
- 2) 準備及び投入資材・機械・施設の管理
- 3) 種子管理
- 4) 土づくり施肥管理
- 5) 病虫害管理
- 6) 収穫・調整管理

② 出荷に関する基準（4項目）

- 1) 作業者管理
- 2) 施設設備管理
- 3) 用排水管理
- 4) 製品管理

③ 管理体制に関する基準（6項目）

- 1) 産地管理
- 2) 適正な表示
- 3) 情報提供システム
- 4) 内部研修
- 5) 内部検査体制
- 6) クレーム処理体制

④ 化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組（6項目）

上記内容は、化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に取り組む場合に追加される基準。

- 1) 産地の取組
- 2) 生産ほ場の設定
- 3) 責任者の設置
- 4) 取組の計画作成と実践
- 5) 取組内容の確認
- 6) 表示情報の提供

図表2－4

区分		項目	基準
安全基準	① 生産に関する基準	6項目	19基準
	② 出荷に関する基準	4項目	9基準
安心基準	③ 管理体制に関する基準	6項目	11基準
計		16項目	39基準
特別基準	④ 化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組	6項目	17基準

(5) メリット

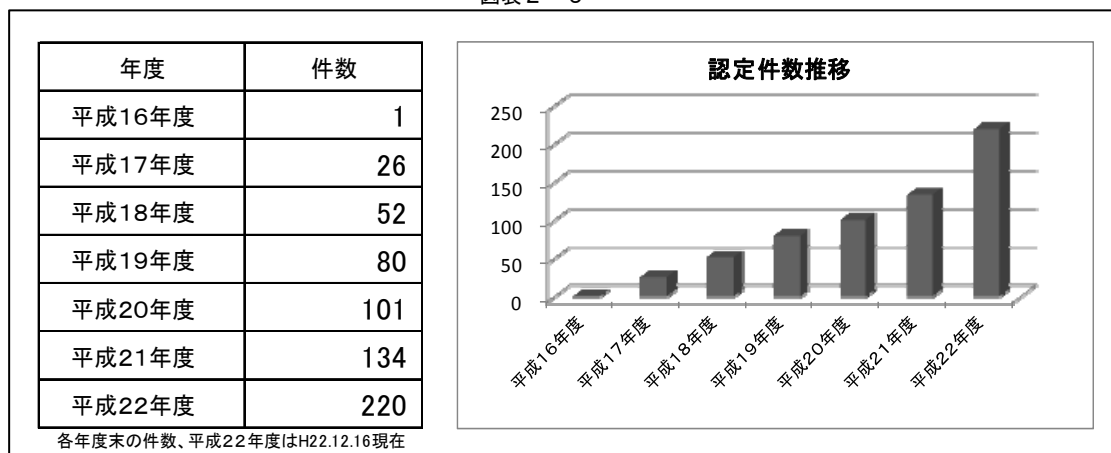
導入のメリットとしては、農産物の安全性の確保、品質の向上、環境の保全、農業経営の改善や効率化が図られ、具体的には下記内容などが考えられる。

- ① 栽培方法・管理基準などがマニュアル化されることで、同一品質のものが生産でき、ブランド化、産地化が可能となること。
- ② 品質が一定となることで、販売不可能品などの不良率が低減できること。
- ③ 肥料・農薬などの適正消費・適正在庫により、収支・資金面で改善が図られること。
- ④ 安心・安全な生産物を提供できることで、消費者に受け入れられ販売増が期待できること。
- ⑤ かごしま農林水産品として認知度が向上し、常設販売コーナーに出品でき、商品PRができること。

(6) 認証件数

平成22年12月16日現在、220件（182団体・個人 52品目）が認証されており、食の安心・安全の高まりによる生産者の意識向上、また、関係機関の積極的な推進もあり右肩上がりで順調に推移している。（図表2-5）

図表2-5



出所：鹿児島県農政部食の安全推進課

認証区分（図表2-6）で見ると、野菜が75%を占めている。

野菜の品目内訳は、1位がサツマイモで56件、2位がかぼちゃで11件、3位がだいこん・ばれいしょで各10件となっており、以下キャベツ、ごぼう、ピーマン、レタス、いちごと続く。

図表2-6

認証区分	認証件数	占有率
野菜	165	75.0%
果樹	23	10.5%
米	11	5.0%
茶	2	0.9%
卵	4	1.8%
たけのこ	3	1.3%
原木栽培きのこ	12	5.5%
計	220	100.0%

出所：鹿児島県ホームページ

2. 農業生産工程管理（GAP）の全国での取組状況

(1) 産地での取組状況

農林水産省は基礎GAPを公表し、GAP手法を農業生産に取り込むことを推進、2007年には「21世紀新農政2007」を公表、その中で平成23年度に主要な産地2,000産地への導入を目標としている。

① 導入産地数の推移

積極的なGAPの導入促進を図ってきたこともあり、毎年着実に増加（図表2-7）し、目標数値の2,000産地への導入達成が確実なものとなっている。

さらに基礎GAPを向上発展させ、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化

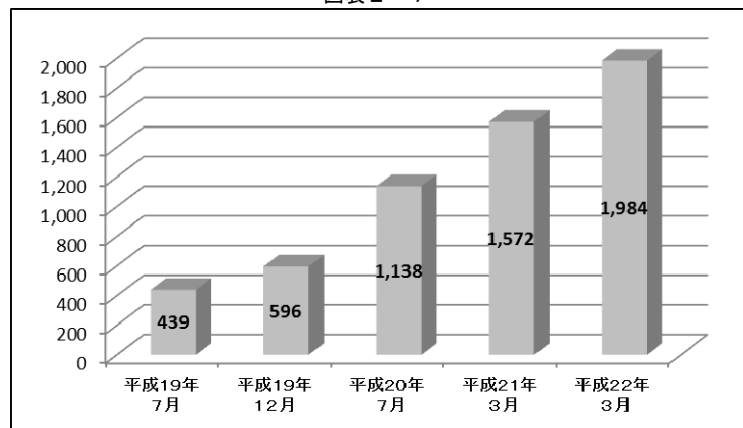
を推進しようと、農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインを平成22年4月に策定した。

現在は、平成27年度までにGAP導入産地3,000産地、ガイドラインに則したGAP導入産地1,600産地を政策目標として掲げ、農業生産工程管理（GAP）の普及推進を図っていくとしている。そして、食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、高度な取組内容を含むGAPの普及を推進、また、GAPの実践により産地の収益力の向上を図る取組などを推進・支援することとしている。

② 今後の取組計画

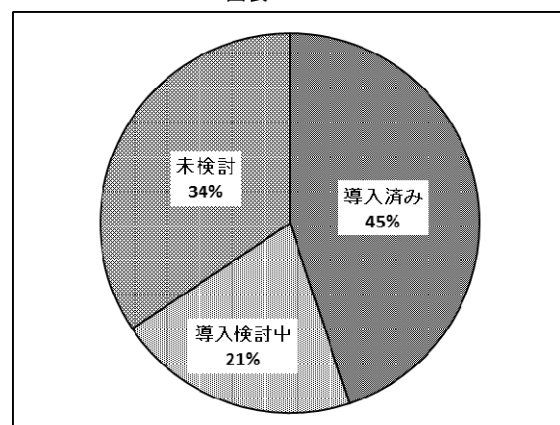
農林水産省が4,418産地を調べたところ、45%にあたる1,984産地で導入済みとなっており、導入検討中が915産地、未検討が1,519産地で55%の産地で未導入である。（図表2-8）

図表2-7



出所：農林水産省 平成22年3月末現在

図表2-8



出所：農林水産省 平成22年3月末現在

③ 品目別導入状況

産地件数の多い導入品目は野菜であり約60%を占めている。次に米、麦の順で果樹は4番目である。(図表2-9)

K-GAP認証品目と比べると、一番目は順番が同じで野菜となっているが、4番目の果樹がK-GAPでは2番目となっている。

鹿児島県ではマンゴー・みかん類の品目で認証が多く産地化の特徴がでている。

図表2-9

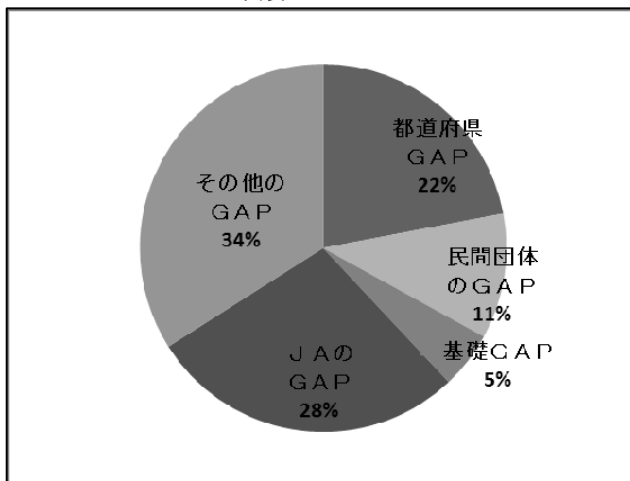
導入品目	産地件数	占有率
野菜	1,188	59.9%
米	246	12.4%
麦	213	10.7%
果樹	199	10.0%
大豆	138	7.0%
計	1,984	100.0%

出所：農林水産省 平成22年3月末現在

④ GAPの種類別内訳

J AのGAPと都道府県のGAPで50%を占める。(図表2-10)ただ、都道府県のGAPは各都道府県単位で取り組んでいるため認証基準が違っていること、また、その他のGAPなども含めると多種類であることが分かる。世界中にもいろいろなGAPがあるが、日本にもそれぞれのGAPが存在していることがわかる。

図表2-10



出所：農林水産省 平成22年3月末現在

(2)産地における点検・認証の状況

自己点検のみ及び内部点検による認証が大半を占めており、2者または3者点検による認証は少ない。(図表2-11)

K-GAPでは外部機関が審査・認証する第3者認証制度を導入している。

自己点検のみ及び内部点検の方法に委ねることだけでなく、利害関係のない第3者が認証することで公平・公正を期し、信頼性が高まる点では3者点検である第3者認証が良いとされている。

図表2-11

産地 数合計	GAP導入済み産地					
	計	点検方法別の内訳				
		自己点検のみ	内部点検	2者点検	3者点検	未定
4,418	1,984	993 (50%)	826 (42%)	157 (8%)	150 (8%)	93 (5%)

出所：農林水産省 平成22年3月末現在

注) 点検方法の内訳は、重複しているものも含んでいる

第3章 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインとは

1. 概要

平成22年4月に農林水産省が個々の法令等に定められている取組みをパッケージとしてとりまとめ策定したもので、国内に様々なGAPが存在し農業者・産地の負担が懸念される状況であること、農産物の安全性向上のために有効な取組みを生産者が確実に実施できるようにすること、食品安全だけでなく環境保全や労働安全など幅広い分野を対象として取り組むことが必要とことから、特に実践を奨励すべき取組みを明確にしたものである。

2. 目的

農林水産省生産局の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの趣旨を要約すると次の通りである。

- (1)食糧・農業・農村基本法、食品安全基本法、環境基本法などの基本理念、さらに、基本的かつ重要である労働安全に関する基本理念は、国が推進すべき農業及び関連産業のあり方を定めたものであり、国も関連する施策を策定し実施することが責務であること。
 - (2)上記基本理念実現のために、農業生産工程管理（GAP）の取組を奨励し、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化を図り、消費者や実需者の信頼を確保すること。
 - (3)国際的にも、各国等で様々な取組が行われており、我が国も様々な関係者等が導入を図っており着実に普及していること。
 - (4)その一方で、様々な主体が、それぞれ独自に導入を推進してきており、現状ではその取組が多岐にわたるものとなっている。このため、農業者・産地は取引先により異なる内容の実践を求められる場合もあるなど、農業者・産地の混乱と負担が懸念される状況となっており、取組内容の共通基盤を整理することが課題となっていること。
 - (5)他方、科学的知見に基づいた農産物の安全性向上に向けた取組を生産者が確実に実施できるようにする観点、環境保全、労働安全のように幅広い分野を対象として取り組む観点、消費者や実需者のニーズに応える観点から、取組内容の高度化が課題であること。
 - (6)以上のことから、食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理（GAP）の共通基盤として提示する。
- となっており、先進的な農業生産工程管理（GAP）を導入・実践する際の目安として活用を期待している、としている。

3. 内容

ガイドラインは現在、野菜、米、麦の 3 つの品目について、それぞれ、(1)食品安全を主な目的とする取組、(2)環境保全を主な目的とする取組、(3)労働安全を主な目的とする取組、(4)農業生産工程管理の全般に係る取組に分けて、取り組むべき事項とそれに関する法令等が列記してある。

内容が簡潔な記述となっているため何をすべきかが不明であるが、取組事項の詳細について参考資料集があり、その中で内容を確認・把握できる。(農林水産省HP参照)

4. 構成

安全要因ごとの目的別に 4 取組み、その取組内容の区分として 25 区分、その具体的取組事項として 46 項目の構成からなっており、取組内容の区分としては下記の内容である。

(詳細内容については、巻末資料－2 を参照)

(1) 食品安全を主な目的とする取組 (7 区分)

ほ場環境の確認と衛生管理、農薬の使用、水の使用、肥料・培養液の使用、作業者等の衛生管理、機械・施設・容器等の衛生管理、収穫後の農産物の管理

(2) 環境保全を主な目的とする取組 (6 区分)

農薬による負荷の低減対策、肥料による環境負荷の低減対策、土壌の管理、廃棄物の適正な処理・利用、エネルギーの節減対策、特定外来生物の適正利用

(3) 労働安全を主な目的とする取組 (8 区分)

危険作業等の把握、農作業従事者の制限、服装及び保護具の着用等、作業環境への対応、機械等の導入・点検・整備・管理、機械等の利用、農薬・燃料等の管理、事故後の備え

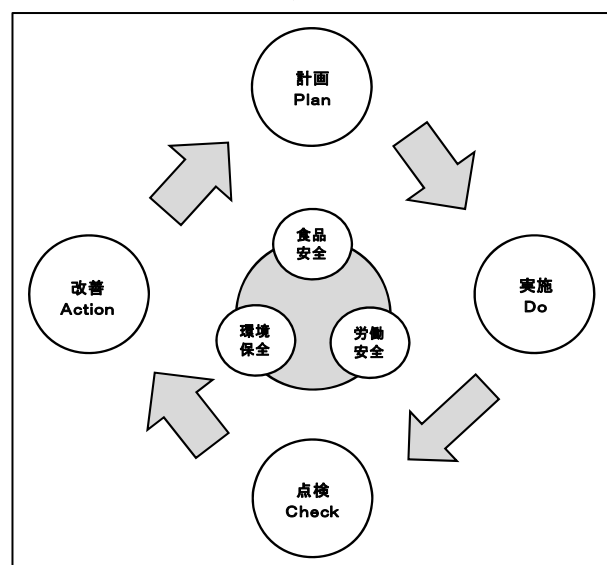
(4) 農業生産工程管理の全般に係る取組 (4 区分)

技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用、情報の記録・保管、生産工程管理の実施、記録の保存期間

以上の 25 区分で構成されている。

特に導入・実践の観点から、農業生産工程管理の全般に係る取組の中で生産工程管理の実施区分がある。それは、農業者による工程管理手法の実践内容となっており、農業生産活動の各工程において実施、記録、点検及び評価を行う、いわゆる PD

図表 3-1



CAサイクル（図表3－1）を回すことで持続的な改善活動を図ろうとするものである。

PDC Aサイクルとは各サイクルの英語の頭文字をとったもので、そのサイクルを回すということは、このガイドラインに従い工程管理を行う上で必要な点検項目等を策定（P l a n）、点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容を記録・保存（D o）、自己点検（C h e c k）をし、改善が必要な部分の把握・見直し（A c t i o n）を図るサイクルを、繰り返し実施することである。そうすることで食品安全、環境保全、労働安全という3つの安全のレベルの向上を図ろうとする手法となっている。

5. メリット

導入メリットとしては、食品安全、環境保全、労働安全のレベルの向上が図られると共に、経営改善効果が期待される。具体的には、

- (1) 農産物の病原微生物等による汚染の低減が図られ、食品の安全性の向上が図られる。
- (2) 農薬や肥料による環境負荷を低減することができ、環境の保全に寄与できる。
- (3) 労働安全の確保が可能となる。
- (4) 品質の向上が図られる。
- (5) 競争力の強化につながる。
- (6) 農業経営の改善や効率化が図られる。
- (7) 消費者や実需者からの信頼確保が構築でき、例えば、関係者との情報・意見の交換に活用できる、などとしている。

6. K－GAP 認証基準とGAPの共通基盤に関するガイドラインとの共通点と相違点

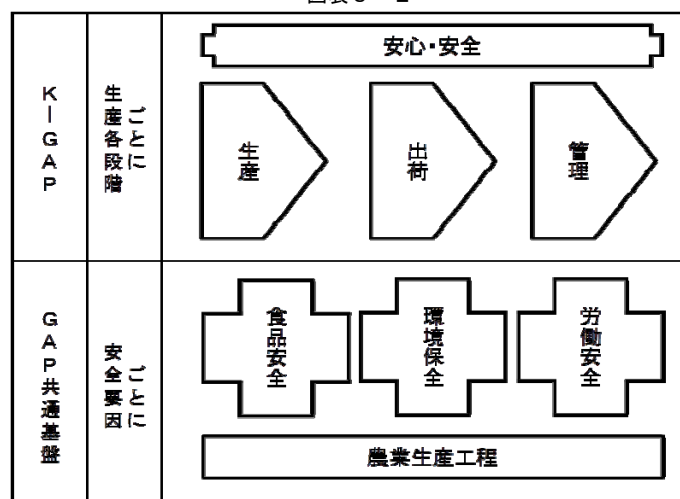
（注：野菜基準にて比較）

以下、K－GAP 認証基準はK G A P、G A P 共通基盤に関するガイドラインはG A P 共通基盤と表記する。

(1) 概要比較

基準及び取組としてK－GAPは3基準、GAP共通基盤は4取組みとなっている。K－GAPは、生産に関する基準・出荷に関する基準・管理体制に関する基準とし工程毎に基準を設けているのに対し、GAP共通基盤は、食品安全を主な目的とする取組・環境保全を主な目的とす

図表3－2



る取組・労働安全を主な目的とする取組・農業生産工程の全般に係る取組とする、安全要因別ごとに取組みを掲げている。比較したイメージは、図表３－２の内容である。

さらに比較すると、項目数及び区分数はK-GAPは16項目でGAP共通基盤は25区分となっており、詳細内容の基準数及び取組み事項については、K-GAPが39基準、GAP共通基盤は46事項となっている。特に、GAP共通基盤では参考資料集（野菜）として103ページに亘る資料があり、そこに具体的詳細内容が記載されている。

(2) 共通点

K-GAP基準とGAP共通基盤取組事項を比較し、共通点と思われる部分をK-GAP項目及びGAP共通基盤区分の内容でまとめたものが図表３－３である。

① 比較一覧表（●印が共通部分）

図表３－３

K-GAP GAP共通基盤		生産に関する基準						出荷に関する基準				管理体制に関する基準					
		ほ場管理	準備及び投入資材・機械・施設の管理	種子管理	土づくり施肥管理	病害虫管理	収穫・調整管理	作業者管理	施設・設備管理	用排水管理	製品管理	産地管理	適正な表示	情報提供システム	内部研修	内部検査体制	クレーム処理体制
食品安全を主な目的とする取組	ほ場環境の確認と衛生管理	●															
	農薬の使用		●			●											
	水の使用		●						●								
	肥料・培養液の使用		●		●												
	作業者等の衛生管理						●										
	機械・施設・容器等の衛生管理						●	●									
	収穫後の農産物の管理						●			●							
環境保全を主な目的とする取組	農薬による環境負荷の低減対策					●											
	肥料による環境負荷の低減対策				●												
	土壌の管理				●												
	廃棄物の適正な処理・利用	●															
	エネルギーの節減対策																
	特定外来生物の適正利用																
労働安全を主な目的とする取組	危険作業等の把握																
	農作業従事者の制限																
	服装及び保護具の着用等																
	作業環境への対応																
	機械等の導入・点検・整備・管理		●														
	機械等の利用		●														
	農薬・燃料等の管理					●											
	事故後の備え																
農業生産工程に係る取組	技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用																
	情報の記録・保管	●	●	●		●							●				
	生産工程管理の実施															●	
	記録の保存期間						●						●				

② 具体的比較例

例えば、共通項目である農薬保管のみについて詳細を比較してみると

図表 3－4

区分	GAP共通基盤	K－GAP
取組事項・基準	取組番号 37 農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)	生産に関する基準 5－(2) 農薬の保管・管理を適正に行っていること
参考資料など	具体的留意すべき事項として、参考資料集に記載あり ①冷涼・乾燥した場所 ②毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示 ③農薬の牛乳やジュース等の容器への移し替え禁止 ④火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料保管 ⑤燃料のそばで機械、工具の使用禁止 <u>法令上の義務</u>とは ・毒物及び劇物取締法 ・消防法	・農薬の鍵がついた保管庫(倉庫)での管理 ・農薬の受払簿または納品書等の関係書類整備、となっている。 各種様式作成例として 生産工程<u>チェックリスト</u>の中に具体的なチェック項目が例示されている また、農薬の管理表 の作成例も例示されている

図表 3－4 から分かるように共通項目でも表現内容が異なり、詳細内容についてはかなり差がある。GAP 共通基盤では、具体的留意事項と法的内容についての記載があり、詳細内容については、参考資料集がある。それに対し、K－GAP は、各種様式作成例としてチェックリスト(参考様式)等が示されており、その中に具体的な項目内容が例示され実用的な内容となっている。

③ 共通部分詳細

K－GAP の 39 基準を基に GAP 共通基盤の 46 事項について共通する部分の詳細は下記の通りである。

1) K－GAP 生産に関する基準項目 1. ほ場管理、(1) ほ場台帳整備と作物の作付履歴を記帳できるように整備していることとなっており、GAP 共通基盤にも取組番号 40 で、ほ場位置、面積等に係る記録を作成し保存の取組を規定している。また、(2) 農業生産に利用した廃プラスチック類の処理、(3) 栽培したものの残渣等の処理、(4) 作物を汚染する要因がみられないことについても、GAP 共通基盤の取組番号 1、26、27、28 で規定している。

2) K－GAP 生産に関する基準項目 2. 準備及び投入資材・機械・施設の管理、(1) 使用する水源の把握については、GAP 共通基盤の水の使用区分、取組番号 6 で規定している。

(2) 使用する全ての資材の安全については、同じく取組番号 2, 7, 42, 43 が該当

- している。(3) 機械・施設の管理についても、取組番号3、35、36で規定している。
- 3) K-GAP生産に関する基準項目3. 種子管理、(1) 種子・種苗の供給者等の確認については、GAP共通基盤の取組番号43で規定している。
- 4) K-GAP生産に関する基準項目4. 土づくり、(1) 有機物を活用した土づくりについては、GAP共通基盤の取組番号7、24で規定している。また、(2) 施肥の基準や土壌診断については、GAP共通基盤の取組番号7、23で規定している。
- 5) K-GAP生産に関する基準項目5. 病害虫管理、(1) 登録された薬剤や散布量などについての規定については、GAP共通基盤の取組番号2、4で規定しており、(2) 農薬の保管・管理については、GAP共通基盤の取組番号37、41で規定している。(3) 散布回数の削減努力については、GAP共通基盤の取組番号17、18、19、20で規定している。(4) 農薬飛散防止対策については、GAP共通基盤の取組番号5、21、22で規定している。
- 6) K-GAP生産に関する基準項目6. 収穫・調整管理、(1) 収穫容器等の衛生面については、GAP共通基盤の取組番号14で規定している。(2) 収穫日・収穫量を記録していることについては、GAP共通基盤の取組番号46、(3) 収穫物の調整・保管などについては、GAP共通基盤の取組番号16、(4) 調整作業時における衛生面については、GAP共通基盤の取組番号14で規定している。
- 7) K-GAP出荷管理に関する基準1. 作業管理、(1) 作業衛生面の配慮、(2) 遺物混入対策、(3) 衛生管理マニュアルについては、いずれもGAP共通基盤の取組番号9、10が該当している。
- 8) K-GAP出荷管理に関する基準2. 施設・設備管理、(1) 施設の衛生面は、GAP共通基盤の取組番号12、(2) 設備衛生面は、同取組番号11、13、14で規定している。
- 9) K-GAP出荷管理に関する基準3. 用排水管理については、GAP共通基盤の取組番号6で規定している。
- 10) 出荷管理に関する基準4. 製品管理、(1) 認証生産物への混入については、GAP共通基盤の取組番号16にて規定している。
- 11) K-GAP管理体制に関する基準3. 情報提供システム、(1) 情報提供については、GAP共通基盤の取組番号44、(2) 消費者等の要望に応えられる情報提供体制は、同取組番号46で規定している。
- 12) K-GAP管理体制に関する基準5. 内部検査体制、(1) 内部検査の実施、(2) 検査指摘に対する改善システム確立については、いずれもGAP共通基盤の取組番号45-⑤で規定している。

(3)相違点

GAP共通基盤では、環境保全、労働安全を重視した取組となっており、エネルギーの節減対策、特定外来生物の適正利用、危険作業等の把握、農業従事者の制限、服装保護具の着用等、作業環境への対応、事故後の備え、技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用を規定している。一方、K-GAPは管理体制に特徴がある。産地管理、適正な表示、内部研修、クレーム処理体制の基準などがあり産地化を目指した取り組みと考えられ、それぞれの目的に応じた特徴がでている。（図表３－３網掛け部参照）

詳細内容については、下記の通りである。

① GAP共通基盤にはあるがK-GAPにない項目

- 1) GAP共通基盤の取組番号15・・・貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施
- 2) GAP共通基盤の取組番号25・・・土壌の浸食を軽減する対策の実施（この様なおそれがある場合の取組）
- 3) GAP共通基盤の取組番号29・・・施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減
- 4) GAP共通基盤の取組番号30・・・セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び飼養管理の実施（法令上の義務）
- 5) GAP共通基盤の取組番号31・・・農業生産活動における危険な作業等の把握
- 6) GAP共通基盤の取組番号32・・・機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限
- 7) GAP共通基盤の取組番号33・・・安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
- 8) GAP共通基盤の取組番号34・・・農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施
- 9) GAP共通基盤の取組番号38・・・事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入（法令上の義務を含む）
- 10) GAP共通基盤の取組番号39・・・農業者自ら開発した技術・ノウハウ（知的財産）の保護・活用

以上、10項目がGAP共通基盤にはあるがK-GAPにない項目である。

② K-GAPにはあるがGAP共通基盤にない項目

- 1) 生産に関する基準の2．準備及び投入資材・機械・施設の管理、（1）情報収集
- 2) 出荷に関する基準の2．施設・設備管理、（3）マニュアル作成
- 3) 出荷に関する基準の2．製品管理、（2）ワックス処理剤等を使用する場合は食品衛生法

を遵守すること

- 4)管理体制に関する基準の1. 産地管理、(1)「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること
- 5)管理体制に関する基準の1. 産地管理、(2) 代表者、管理責任者が各段階に設置されていること
- 6)管理体制に関する基準の1. 産地管理、(3) 残留農薬検査を行うこと
- 7)管理体制に関する基準の2. 適正な表示、(1) 包材等にJAS法等関係法令に基づいた適正な表示が行われていること
- 8)管理体制に関する基準の4. 内部研修、(1) 作付開始前に各研修会等で「食の安心・安全の確保」に関する研修を行っていること
- 9)管理体制に関する基準の6. クレーム処理体制、(1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること
- 10)管理体制に関する基準の6. クレーム処理体制、(2) 消費者からの声を生産に反映させるシステムが確立していること

以上、10項目がK-GAPにはあるがGAP共通基盤にない項目である。

注) 共通点・相違点については上記内容であるが、文章の解釈及び運用上での内容を考慮しておらず、その判定に誤差の可能性があるものと考えられ単純比較はできないと思うところでもある。

7. 相違点からの考察

(1) 主な相違点

K-GAPにはあるがGAP共通基盤にない項目、いわゆるK-GAPの特徴としては、産地管理、適正な表示、内部研修、クレーム処理体制などの販売管理に関する項目があるのが特徴であり、鹿児島県が推進している産地化の取り組みに役立っていると考ええる。

また、GAP共通基盤にはあるがK-GAPにない項目は、環境保全を主な目的とする取組内容として2項目、労働安全を主な目的とする取組の内容で5項目、農業生産工程管理全般に係る取組の内容で1項目がある。

特に労働安全を主な取組とする危険作業の把握、農作業従事者の制限、服装保護具の着用等、作業環境への対応、事故後の備えなどの内容がK-GAPに基準化されていないのが大きな相違点となっている。

ただし、いずれの項目も「農作業安全のための指針について」(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)の中で明記されており、農業者及び関連事業者によるその徹

底を求めているものである。

しかしながら、労働安全の確保は経営の「礎」であり安全なくして事業の存続・発展もなく、基準としてGAP共通基盤の項目としたことは意義あるものとする。

以上の様な特に相違点の大きさ及び農業経営の観点から判断すると、労働安全への取組項目がK-GAPで充分とは言えない点ではないかと考え、農業の労働安全状況について現状を調査することとした。

(2) 農業の労働安全

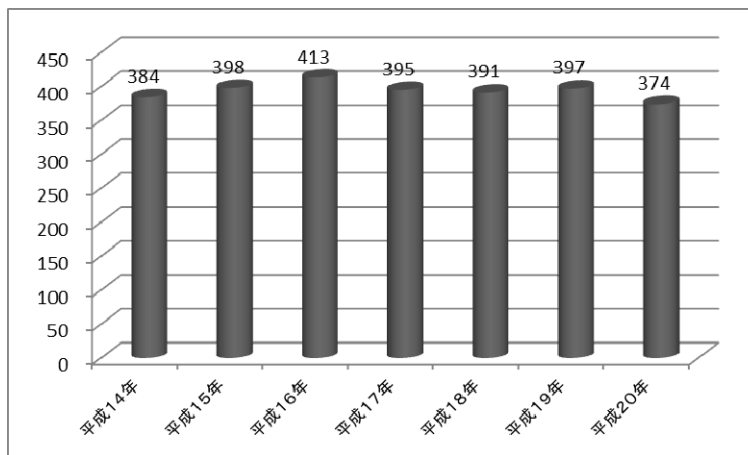
① 全国での農作業死亡事故発生

農業の労働安全については、実態があまり知られてないが、それはかなり深刻なものである。

平成20年農作業による死亡事故件数は374件で、年による発生件数のバラツキは少なく、高止まりの状態で推移している。(図表3-5)

従業者10万人当たりの死亡事故件数は、危険業種と思われる建設業と同じと言われており、農業も危険業種の一つで労働安全面の改善が必要とされている。

図表3-5



出所：農林水産省生産局

② 鹿児島県の農作業死亡事故発生

鹿児島県の発生状況は、平成17年20件、平成18年22件、平成19年19件、平成20年14件となっており、減少しているとはいえ発生件数が5位以内に入るワースト常連県となっている。(図表3-6 農作業死亡事故発生件数ワースト5位都道府県)

参考までに、北海道の平成20年の発生件数は12件でワースト9位となっている。

図表3-6

年 順位	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1位	北海道	北海道	広島県	熊本県
2位	福島県	鹿児島県	岩手県	岩手県
3位	鹿児島県	新潟県	鹿児島県	福岡県
4位	宮崎県	青森県 岩手県	愛媛県	福島県
5位	岩手県 宮城県	福島県 熊本県 宮崎県	北海道	鹿児島県

出所：農林水産省生産局

(3) 考察

以上の様なことから、「K-GAP」基準の労働安全に関する内容を「GAPの共通基盤に関するガイドライン」に沿って充実してはどうかと考える次第である。そのことで、K-GAPを導入、または、導入しようとしている個人・団体等が労働安全を意識し、今以上に労働安全対策を実施することで農作業死亡事故を低減できる。そして、農業生産物の安全は勿論のこと農作業従事者の安全も確保し、農業産出高と労働安全意識も高い全国に誇れる農業生産県となればと思うところである。

第4章 JGAPとは

1. JGAPの概要

JGAP（ジェイギャップ）は、「Japan Good Agricultural Practice」の頭文字をとったもので「日本の良い農業のやり方」という意味になる。

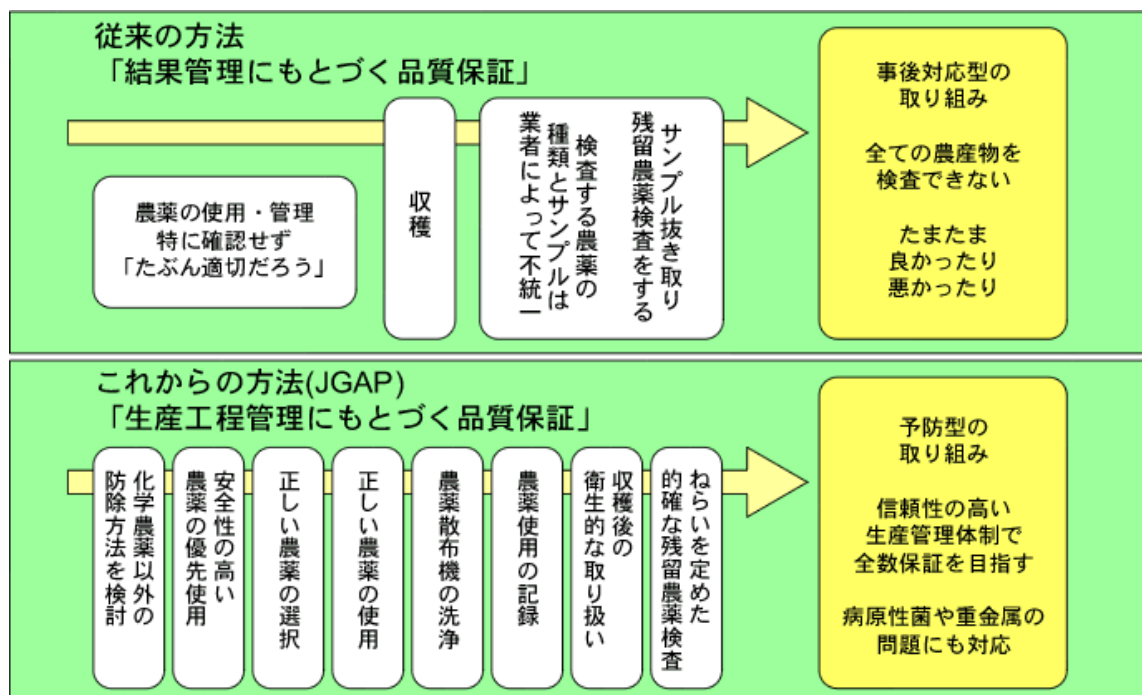
NPO法人日本GAP協会によると、JGAPとは、食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる認証である。JGAPは、農場やJA等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度であり、農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の1つである。第三者機関の審査により、JGAPが正しく導入されていることが確認された農場には、JGAP認証が与えられる。JA等の生産者団体の単位で認証を取ることもできる。

JGAPは、下記4つのテーマを実現するために、押さえるべき農場管理のポイントをまとめたものであり、これらを実現することで、農業経営を総合的に改善できるものである。

- (1) 食の安全
- (2) 環境に配慮した農業
- (3) 労働安全と福祉
- (4) 信頼できる販売管理体制

JGAPによる農業のやり方と従来の方法との相違は下図表4-1のとおりである。JGAPでは事前予防型の管理である点が、従来の事後対応型の管理と大きく異なっている。

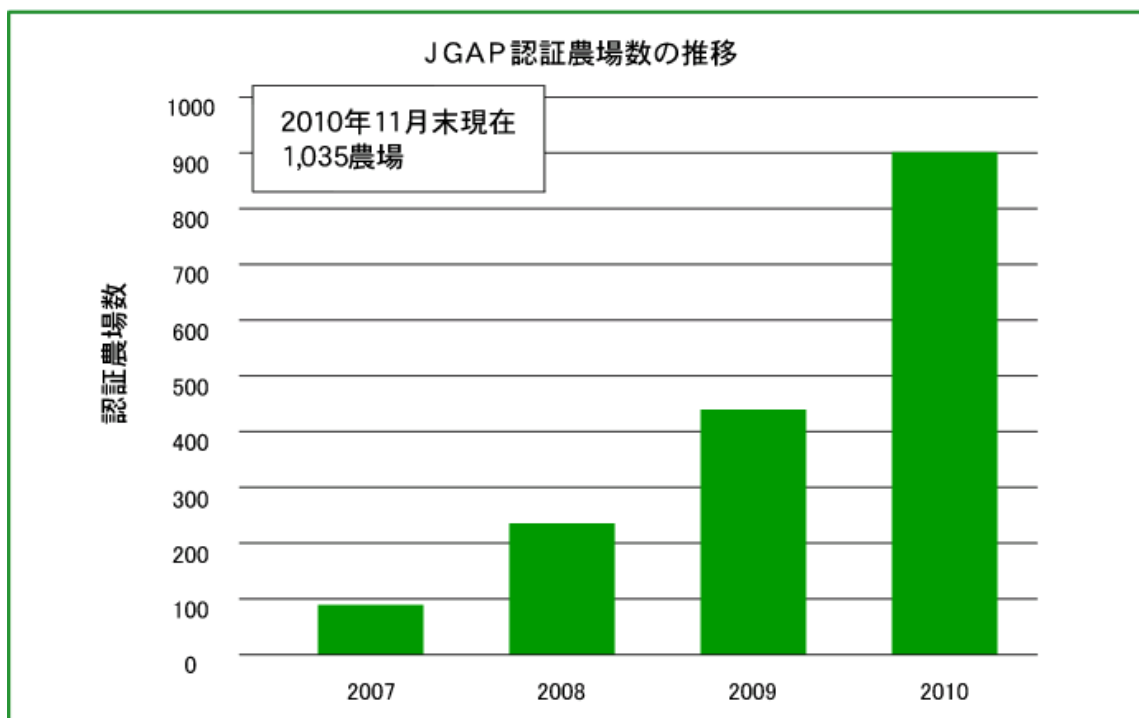
図表4-1



出所：日本GAP協会のホームページ

JGAPの認証農場数の推移は下図表4-2のとおりである。年々ほぼ倍増しており認証農場数は急激に増加しつつある。

図表4-2



出所：日本GAP協会のホームページ

JGAP認証には、後に詳述するが個別と団体の区分、品目による区分がある。品目は大きく分けると、青果物、穀物、緑茶の3区分があり、2010年11月30日現在における認証数は青果物102（個別92・団体10）、穀物50（個別39・団体11）、緑茶13（個別5・団体8）であり、合計では165（農場数では1,035）が認証を受けている。鹿児島県における認証数は青果物2（個別2）、緑茶5（個別2・団体3）であり、緑茶での認証数は静岡県とともに全国トップとなっている。

2. JGAPの理念

JGAPの基準書「JGAP総合規則2010」によると、JGAPは、人間と地球と利潤の間に矛盾の無い農業生産の確立と、生産・流通・消費の信頼関係構築を目指している。

JGAPは、日本の農場において、安全な農産物の生産、環境に配慮した農業、農業生産者の安全と福祉、適切な販売管理を実現するための手法として開発された。JGAPが農場に導入されることにより、持続可能な農業経営を確立するとともに、消費者・食品事業者の信頼を確保することができるようになる。

J G A Pとは日本の生産環境に適した農業生産工程管理の手法であり、日本の農業生産者と農産物流通業者の両者が協力して開発すべきものである。農業生産者が継続的に実行可能であり、かつ消費者・食品事業者が安心できる農業生産工程管理を構築する必要がある。

J G A Pは農業生産者が自主的に取り組むべき経営手法である一方、その導入の達成段階は審査・認証制度を通して社会に広く認知されるべきであり、農業生産者が農産物販売において供給者としての信頼性を表現する基準としても機能すべきものである。

J G A Pの目指す最終的な目標は、農産物の安全を確保して消費者を守り、地球環境を保全し、同時に持続的な農業経営を確立することである。

3. J G A Pの内容

J G A Pでは、農場が受けるの審査・認証を「個別審査・個別認証」と言い、団体が受ける審査・認証を「団体審査・団体認証」と言う。審査・認証基準については、G L O B A L G A Pと共通する部分が多いが、農薬ドリフト対策等の日本の法規制に合わせた独自の基準も設定されている。

J G A P認証の範囲は農場における農産物の生産工程のすべてとする。これは土・水の管理や種苗の管理に始まり、農業生産における作業のすべて、そして農産物の出荷に至るまでを指す。農産物の生産工程には農産物取扱いの工程を含む。出荷に関する作業は、農産物の買手に所有権が移行するまで、もしくは共同選果・委託販売の場合は管理責任が受託側に移行するまでを指す。農産物取扱いの工程が、その農場・団体の管理下で無い場合、あるいは他の農場の商品と区別無く扱われる場合、農産物取扱いの工程については審査の該当外とし、その旨が認証書に明記される。

J G A Pにおける定義では、農場とは、生産される農産物の所有権を保有し、一体的な管理体制をもつ経営体であり、個人農家（個人事業主）や農業生産法人など、一つの農業経営体を指す。1つの農場には複数の圃場と複数の施設が含まれる場合がある。圃場とは、作物を栽培する土地、及び作物を栽培するハウス等を指す。栽培を管理する最小単位として扱う。施設とは、農場管理に使用するための全ての建物、構築物及び装置を指す。施設には、例えば、農薬や肥料の保管庫、農機具の保管庫、農産物取扱い施設（日本緑茶の場合は茶工場を含む）、トイレ等がある。団体とは、複数の農場が集まり、団体事務局を保有する組織であり、J AまたはJ A部会、またはその他の生産者団体で、複数の農業経営体が集まった団体を指す。団体事務局とは、「J G A P 団体事務局用管理点と適合基準」で定められた団体統治機能を担う組織をいう。団体事務局の責任者は、団体統治の責任を負う。

J G A P認証の取得を希望する農場・団体は審査・認証機関に審査の申込を行う。審査・認証機関とは、日本G A P協会が認定した機関である。農場・団体は、審査・認証機関へ直接審査の

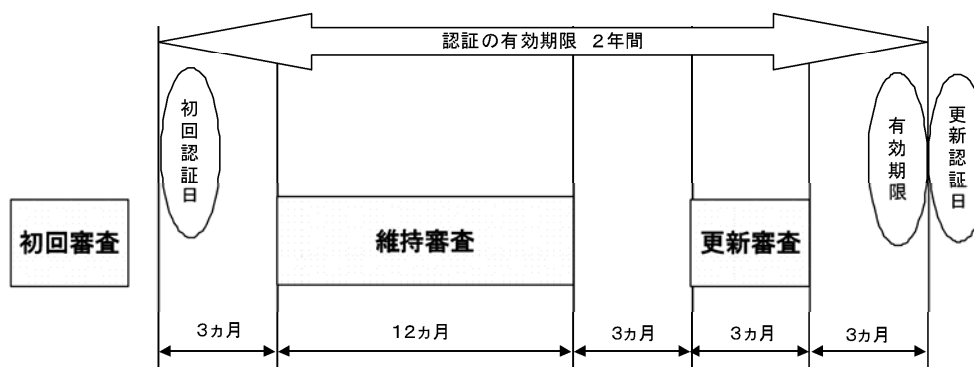
申込を行う。

認証の判定は審査を実施した審査・認証機関が行う。農場・団体を審査した者及び利害関係を有する者は判定を行ってはならない。審査・認証機関は、認証農場・団体の登録内容を日本GAP協会に通知する。日本GAP協会はホームページでその内容を公開する。認証の有効期限は認証日から2年間である。

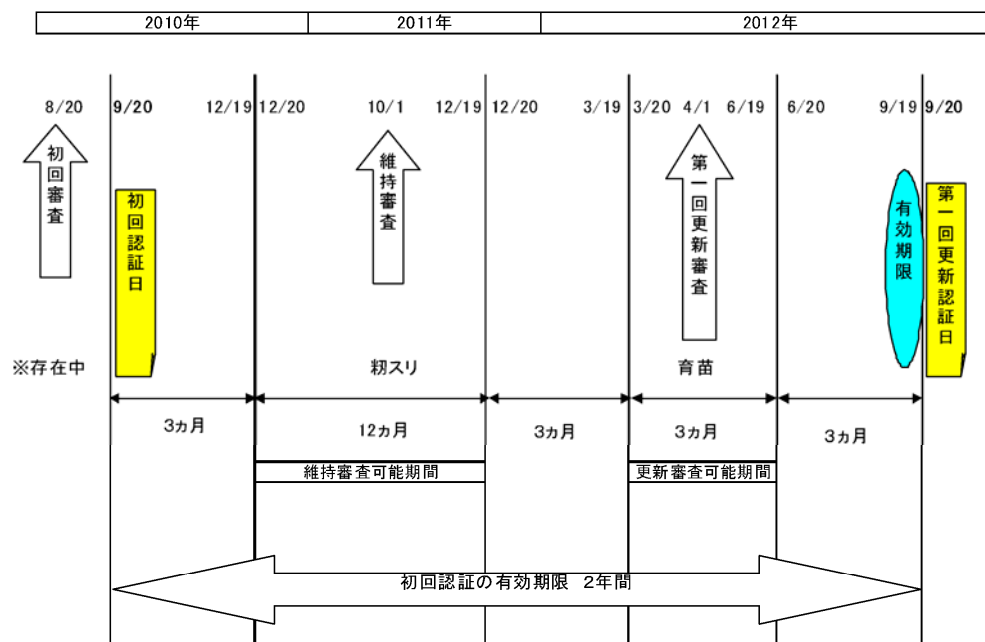
JGAP審査・認証の流れを例示すると、下図表4-3のとおりである。

図表4-3

審査のタイミング



水稲の審査のタイミング 例



出典：JGAP総合規則2010

審査・認証費用は、審査・認証機関が価格設定を行い、直接農場・団体へ請求を行う。認証を受けた農場・団体は、審査・認証機関を通して日本GAP協会に認証農場・団体登録料を支払う。

JGAPの審査および認証とは、農場・団体が保有する農場管理または団体管理の仕組みとその運用を審査し、定められた基準に対するその適合性を認証するものである。個別認証の場合には当該農場に、団体認証の場合には当該団体に認証が与えられる。

JGAPには下記の2種類の審査がある。

- (1) 個別審査：農場における農産物の生産工程の管理状態を審査する。
- (2) 団体審査：団体による農場統治の状態と、団体に所属する農場における農産物の生産工程の管理状態の両方を審査する。

JGAP認証に当たっては、

- (1) 「JGAP農場用管理点と適合基準」または「JGAP団体事務局用管理点と適合基準」の管理点は全て審査され、それぞれの結果が「適合」「不適合」「該当外」のいずれかに決定される。
- (2) 「JGAP農場用管理点と適合基準」で審査される管理点には、「必須項目」、「重要項目」、「努力項目」の3つのレベルがある。
 - ① 必須項目：法律遵守などの面からも最も重要で、農産物の安全などに欠かすことのできない管理点
 - ② 重要項目：適合することが強く求められる管理点
 - ③ 努力項目：審査結果には影響しないが、より理想的な農場管理のための項目であり、積極的に取り組むことが望まれる。
- (3) 審査の結果、下記の適合性が確認された場合に認証が与えられる。認証を得た農場を「JGAP認証農場」、認証を得た団体は「JGAP認証団体」と呼ぶ。

＜個別審査の場合＞・・・個別認証

「JGAP農場用管理点と適合基準」

該当する必須項目に100%適合

該当する重要項目に95%以上適合

＜団体審査の場合＞・・・団体認証

「JGAP団体事務局用管理点と適合基準」

該当する項目に100%適合

「JGAP農場用管理点と適合基準」

該当する必須項目に100%適合

該当する重要項目に95%以上適合

J G A P の認証マークには下図表 4－4 のとおり 2 種類がある。

＜農場・J A 等が使用するマーク＞… J G A P 認証農場マーク

J G A P 認証農場・団体が使用することができる。

＜加工食品メーカー等が使用するマーク＞… J G A P 農産物使用マーク

「J G A P 認証農場で生産された農産物」を原料として加工・製造する業者が使用することができる。

図表 4－4

＜農場・JA 等が使用するマーク＞	＜加工食品メーカー等が使用するマーク＞
	
登録番号 123456789	登録番号 123456789
JGAP 認証を取得した農場およびJA 等の団体が、野菜・果実・玄米・精米・荒茶で使用するマークです。	JGAP 認証農場または認証団体に生産された農産物を原料として使用した消費者向け加工商品で使用するマークです。 対象となる加工商品は、精米・緑茶・果実飲料・緑茶飲料となります。

出所：日本 G A P 協会のホームページ

4. J G A P の審査・認証機関

現在、J G A P の審査・認証機関は次のとおりである。

- (1) ムーディー・インターナショナル・サーティフィケーション株式会社（略称 M I C）
- (2) 株式会社北海道有機認証センター（略称 A C C I S）
- (3) 株式会社農水産 I D（略称 A A I D）

各機関における審査・認証費用は基本的には個別見積もりによるが、A C C I S と A A I D については下記のようにモデルケース等による概算費用等が明示されている。

- (1) A C C I S における個別・審査認証の場合

- ・申請料…10,000 円
- ・認定料…35,000 円
- ・実地審査料…審査員の旅費等の実費分

- ・農場登録料…10,000 円（2 年分）

(2) A A I Dにおける個別・審査認証の場合

- ・農場審査・認証・判定費…50,000 円
- ・認定書発行費…5,000 円
- ・認証農場登録費…10,000 円（2 年分）

(3) A A I Dにおける団体・審査認証の場合

- ・団体事務局審査・認証・判定費…200,000 円（1 人日当たり）
- ・農場審査・認証・判定費…50,000 円（1 農場当たり）
- ・認定書発行費…5,000 円
- ・認証団体登録費…4,000 円（2 年分、1 構成農場当たり）

5. J G A Pの構成

J G A Pの審査・認証を受けることができるのは、農場または団体だけであり、J G A Pの農場管理・団体管理における認証基準の大項目は下記のとおりである。

(1)「J G A P 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010」

（管理点と適合基準の詳細については巻末資料－4を参照）

「基本項目A. 農場運営と販売管理」

1. 農場運営
2. 計画と記録
3. 販売管理とトレーサビリティ

「基本項目B. 食の安全」

4. 土・水・種苗の管理
5. 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆厩肥を含む）の管理
6. 農薬の管理
7. 収穫・運搬にかかわる衛生管理
8. 農産物取扱い

「基本項目C. 環境保全型農業」

9. 水の保全
10. 土壌の保全
11. 周辺地への配慮
12. 廃棄物の適切な処理と削減
13. エネルギーの節約
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮

「基本項目D. 労働安全」

15. 作業者の安全

「E. スプラウト類専用項目」

「F. きのこと類専用項目」

「G. 海外項目（GLOBAL GAP同等性項目）（暫定）」

(2) 「JGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 第2.2版」

「A. 団体の管理体制」

1. 契約

2. 団体の組織構成

3. 団体・農場管理マニュアル

「B. 団体・農場管理マニュアルとJGAPに基づく農場管理の実践、及びその確認」

4. 内部監査

5. 制裁措置

6. トレーサビリティ

7. クレーム対処

8. 製品回収の手順

9. JGAPマークの使用

10. 文書管理と記録管理

6. JGAPのメリット

(1) 生産者にとってのメリット

① 「農場管理の標準化」

JGAPを導入すると農場管理が標準化され、効率的になる。同時に、農場経営の様々なリスクを軽減することができる。

② 「信頼できる農場」

JGAP認証を得ることで、信頼できる農場であることを、農産物バイヤーをはじめ社会全体へアピールすることが可能となる。

③ 「安定的な取引へ」

農産物バイヤーとの間で、信頼に基づく安定的な取引関係を築くために利用できる。

④ 「農産物の輸出で有利」

JGAPは欧州の農場管理基準であるEUROPGAPと提携しており、農産物の輸出を目指す先進的な農場は、輸出時にEUROPGAP認証農場と同等に扱われる。

(2) 農産物バイヤーにとってのメリット

① 「効率的な商談」

農場管理のプロによる J G A P 審査・認証制度により、信頼して取引できる生産者の探索が容易になる。商談では美味しさや商品特徴などに話を集中できる。

② 「食品事故やクレームを減らす」

適切に管理された農場から、原料や商品を調達することによって、農産物の安全に関するリスクを軽減し、食品事故やクレーム件数を減らすことができる。

③ 「品質基準は自由に設定」

J G A P は農場管理について定めたものであり、品質基準（味や外観など）や栽培基準は自由に設定可能である。そのため、最新トレンドに基づく差別化された商品の調達と両立できる。

7. K-GAP と J G A P との主な共通点と相違点

J G A P は、「農場用 管理点と適合基準 青果物 2010」のうち、前記「J G A P の構成」の E. ～ G. を除く基本項目 A. ～ D. について比較する（詳細については巻末資料－3 を参照）。

基準及び基本項目として K-GAP は 3 基準、J G A P は 4 つの基本項目となっている。K-GAP は、「生産に関する基準」・「出荷に関する基準」・「管理体制に関する基準」としており、工程毎に基準を設けているのに対し、J G A P は、「A. 農場運営と販売管理」・「B. 食の安全」・「C. 環境保全型農業」・「D. 労働安全」を基本項目として掲げている。

項目数は K-GAP は 16 項目で J G A P は 15 項目となっている。詳細な取組み事項については、K-GAP が 55 項目、J G A P は 138 項目（管理点及び適合基準）となっており、K-GAP と比較してより詳細かつ多岐にわたっている。J G A P が細かい事項について漏れがないように項目設定しているのに対して、K-GAP は必要最低限の工程管理について、わかりやすく、かつ取り組みやすいような表現で項目設定されている。

その他の共通点・相違点は下記のとおりである。

- (1) K-GAP は「認証基準」、J G A P は「管理点と適合基準」に従って審査・認証する。
- (2) 基準の作成については K-GAP が鹿児島県、J G A P が N P O 法人日本 G A P 協会である。
- (3) ともに審査・認証機関は第三者機関である。
- (4) 審査・認証に係る費用については、K-GAP が個人 5,250 円/戸・団体 1,575 円/戸、J G A P は審査・認証会社によって異なる。J G A P の場合には対象となる作目・圃場枚数・面積等によって個別に費用を算定するのが一般的であるが、K-GAP の場合と比較すると、前述のとおり桁一つ分程度は費用が高くなるものと思われる。審査・認証に係る費用については、K-GAP が相当安く大きなメリットであると言える。
- (5) 認証の有効期間については、K-GAP が 1 年間、J G A P が 2 年間である。

また、K-GAPとJ-GAPの審査・認証基準項目における相違は以下のとおりである。J-GAPは農業従事者にとって基本的な農場運営の基本姿勢や、環境保全・労働安全などの広範囲について網羅しているという特徴がある。これに対して、K-GAPは食の安全・安心など最終消費者を意識した項目に特徴がある。

(1) J-GAPにあってK-GAPにない項目

「1. 農場運営」

1.1 基本姿勢

1.3 外部委託管理

「3. 販売管理とトレーサビリティ」

3.1 販売管理

「9. 水の保全」

「10. 土壌の保全」

「11. 周辺地への配慮」（農薬ドリフト防止以外の項目）

「13. エネルギーの節約」

「14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮」

「15. 作業者の安全」

(2) K-GAPにあってJ-GAPにない項目

「生産に関する基準」

4. 土づくり施肥管理

(1) 牛ふんたい肥など有機物を活用した土づくりを行っていること

「出荷に関する基準」

4. 製品管理

(1) 選果・選別の際、認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること

(2) ワックス処理剤等を使用する場合は食品衛生法を遵守すること

「管理体制に関する基準」

1. 産地管理

(1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること

3. 情報提供システム

(2) 情報の提供について消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること

6. クレーム処理体制

(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること

「化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組」の全項目

第5章 K-GAPヒアリング

1. K-GAPについてのヒアリング

- (1) 鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）について、K-GAP認証取得した生産者の取り組みや、生産者を指導し制度を推進する営農指導課（JA）の取り組み、エコ農産物認証者（鹿児島県経済連）の取り組み、農産物認証者（イオン）の取り組みについて、K-GAP導入のきっかけや、認証取得による効果、認証取得取り組みの難易度等の項目について、ヒアリングを実施し、その結果や評価をまとめた。

主に次の項目についてヒアリングを実施した。

- ①団体等の概要（a：ヒアリング団体、法人、個人の事業規模 b：構成、取扱品目 c：認証を受けた品目等） ②K-GAPの導入（a：K-GAPを知ったきっかけ b：K-GAPの第一印象やどのような効果を期待したのか c：K-GAP導入決定の要素 d：K-GAP導入決定から認証取得まで日程や費用 e：各基準（生産、出荷、管理体制）に関する取り組みの難易度等） ③K-GAP認証取得の効果（a：K-GAP導入時の目標や期待したことの達成度 b：導入時の目標や期待した項目の効果等） ④K-GAPに取り組んでみて取り組み難易度（取り組む前に想定した内容より容易、難しい） ⑤K-GAP認証取得にあたり最も負担になったこと ⑥K-GAPへの要望・その他（a：農薬や肥料の使用低減した栽培方法の取り組み b：認証マークの使用状況 c：消費者に対する認証マークの浸透度 d：JGAPの認証取得について等）

- (2) 生産者（H農園）の取り組み

① 団体等の概要

- ・ 果樹部会 250 人のうち認証は、マンゴー（8 名）・ハウスみかん（昨年認証 10 名）・デコポン（12～13 名）である。
認証を受けたのは全員認定農業者である。
- ・ 通常期 3 人（本人・妻・息子）で収穫期には応援を依頼する。
- ・ これから認証受けようと考えている品目は、鹿児島極早生・薩州ポンカンである。

② K-GAPの導入

- ・ きっかけは県の指導である。
- ・ K-GAPの第一印象は、単価増や生産物安全性向上が見込まれる点である。
- ・ 勉強会は2ヵ月に1度程度実施している。
- ・ K-GAPは、県の普及センター（伊集院駐在）から聞いた。

③ K－G A P の効果

- ・ 品質向上については、みんなが一定レベルに達した（落ちこぼれが少なくなった）
- ・ 農業経営等の意識が向上した。
- ・ 取引先の注文の引き合いが増えた。（仲買人等が優先的に買ってくれる）
- ・ 品種毎にどれだけ肥料や農薬を使用しているのか等のコスト管理ができるようになった。
また、どの品種が儲かっているのかが具体的にわかるようになった。
- ・ 期待した単価増は達成できなかった。

④ K－G A P の取り組み

- ・ K－G A P への取り組みは、難しくはなかった。
- ・ 団体の人数が多くなるとK－G A Pの管理が難しくなると思う（10名程度が適度）

⑤ K－G A P 認証取得にあたり最も負担になったこと

- ・ 園内・休憩場所等の整理・整頓・清掃である。
- ・ 新たに肥料や農薬管理を実施することになり、新しい鍵付きの倉庫が必要になった。
- ・ 資料作成や管理にパソコン等での記帳が煩雑であった。（慣れれば重荷にはならない）
- ・ 認証取得手数料は、負担にならない。

⑥ その他

- ・ 認証マークは段ボール箱につけている（個々農産物にはつけない）
- ・ 生産物の8割はJ A経由で出荷している。残りの生産物は近隣の物産市場、イオンにも少し出荷している。（認証品ではない）
- ・ 毎年の認証検査については、生産履歴は全員分をチェックし、圃場はどれか1つにして検査前にはきれいにしておく。
- ・ 果樹は肥料の有機化はできるが、農薬5割減は難しい。
- ・ 日曜をきちんと休むのは難しい、特に収穫期は選果場から毎日の割り当てがある。
- ・ 選果場に光センサーがない。
- ・ 常に新しい品種を作る努力をしている。
- ・ 施設は路地に比べて害虫が少ない等で管理が簡単である。

生産者（H農園）のポンカン畑など



(3) 生産者（有限会社 S農園）の取組み

① 団体等の概要

- ・ 資本金 300 万円、従業員 20 人、設立は平成 14 年の法人である。
- ・ 認証品目は、だいこん、キャベツ、レタスである。
- ・ 認証回数はそれぞれ 2 回である。
- ・ これから認証受けた品目は、さつまいもである。

② K-GAP の導入

- ・ GAP 導入のきっかけは、農協の役員をしていることもあって、農協の研修会や講習会で知った。
- ・ K-GAP 導入の期待は、生産物の品質の向上、ブランド化等の知名度アップ、販路拡大、生産物の安全性向上等である。
- ・ 各基準（生産・出荷・管理体制等）についての取り組みは、最初は難しかったが、認証取得の経験を積むことにより容易になった。

③ K-GAP の効果

- ・ 導入時の目標や期待（生産物の品質の向上、ブランド化等の知名度アップ、販路拡大、

生産物の安全性向上等）は達成できた。

- ・ 品質、安全・安心や農業経営等への意識が向上した。
- ・ 県外の取引先が多く、鹿児島県農林水産物認証制度（K－G A P）の認証取得業者の生産物の指名買いが増えた。
- ・ K－G A Pの認証取得により販路が拡大した。
- ・ K－G A Pの認証取得することによって、売上数量増加、生産物の品質向上、販路拡大、生産物の安全性向上等に効果を期待している。

④ K－G A Pへの取り組み

- ・ 最初は難しく煩雑であったが、経験を重ねるごとに容易になった。

⑤ K－G A P認証取得にあたり最も負担になったこと

- ・ 書類作成等の事務量が増加した。
- ・ 認証取得申請は、時間と労力がかかる。
- ・ 認証取得手数料は負担にならない。

⑥ その他

- ・ 認証マークは段ボール箱につけている。（コンテナで出荷している生産物は認証マークをつけられない。）
- ・ 農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に現在も取り組んでいるが、今後も積極的に取り組んでいく。
- ・ J G A Pの取得を考えている。

生産者（有限会社 S農園）



だいこん畑



キャベツ畑



収穫しただいこん



選別作業



積み込み



梱包

(4) 生産者（有限会社〇農園）の取組み

① 団体等の概要

- ・ 資本金 660 万円、従業員 20 人、平成 14 年 11 月設立の法人である。
- ・ 認証品目は、ネギ、だいこん、キャベツ、レタスである。
- ・ 最初の認証は平成 17 年 6 月で、鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）が開始されてから 3 番目に認証取得した。法人では初めての認証取得である。
- ・ これから認証受けた品目は、すでに認証受けているので特になし。

② K-GAP の導入

- ・ GAP 導入のきっかけは、鹿児島県知事が発表した鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）を導入するとの記事を見て、ほかの生産者との差別化ができると思い K-GAP を導入することに決めた。
- ・ K-GAP 導入の期待は、売上単価増、生産物の品質の向上、ブランド化等の知名度アップ、販路拡大、生産物の安全性向上等である。
- ・ GAP 導入の指導については、鹿児島県の鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）

の導入直後であったため、当時指導者は少数で、独自に手探りで認証取得した。

- ・ G A P 導入決定から認証取得まで約 3 ヶ月を要した。
- ・ マニュアルやチェックリストの作成に要した日数は約 1 ヶ月ほどであった。
- ・ 各基準（生産・出荷・管理体制等）についての取り組みは、最初は難しかったが、認証取得の経験を積むことにより容易になった。

③ K－G A P 効果

- ・ 導入時の目標や期待（生産物の品質の向上、ブランド化等の知名度アップ、販路拡大、生産物の安全性向上等）は達成できた。
- ・ 鹿児島県農林水産物認証制度（K－G A P）導入後すぐ認証取得したので、認証取得したことに希少価値があり、認証取得の効果は大きかった。
- ・ 品質、安全・安心や農業経営等への意識が向上した。
- ・ 県外の取引先が、鹿児島県農林水産物認証制度（K－G A P）の認証取得生産者の農産物の指名買いが増えた。
- ・ 販路が拡大した。
- ・ 鹿児島県農林水産物認証制度（K－G A P）の認証取得することによって、効果（生産物の品質向上、販路拡大、生産物の安全性向上等）は大きかった。

④ K－G A P への取り組み

- ・ 導入時は K－G A P への取り組み難しいと思ったが、現在では取り組みやすい。

⑤ K－G A P 認証取得にあたり最も負担になったこと

- ・ 認証取得前から、書類等作成していたので整理してまとめるだけで、資料作成等の事務の負担は少なかった。
- ・ 認証取得申請は、時間と労力がかかる。
- ・ 認証手数料は負担にならない。

⑥ その他

- ・ 認証マークは段ボール箱につけている。（コンテナで出荷している生産物は認証マークをつけられない。）
- ・ 農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に現在も取り組んでいるが、今後も積極的に取り組んでいく。
- ・ J G A P の取得は考えていない。

生産者（有限会社　O農園）



収穫したねぎ



ねぎ



ビニールハウス



ねぎ畑



土つくり



農園風景

(5) 営農指導課（JA）の取組み

① 団体等の概要

- ・ 部会組織であり、そらまめ部会など13部会を構成する。組合員数は約900人（内そらまめ部会約500人）。また少人数の部会も多い。
- ・ 認証を受けたのは全員認定農業者である。
- ・ これから認証取得を予定している品目はスナックエンドウ・レタス等がある。
- ・ 認証を受けた品目は、野菜（さつまいも、ピーマンにんじん、ごぼう、すいか、レタスソラマメ、いくら、実えんどう、かぼちゃ、果樹（不知火）である。
- ・ 認証を受けた年は、JAグループかごしまの鹿児島県経済連の主催する「エコ農産物認証制度」が平成22年2月に認証登録を終了した。この前年頃から鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）への移行が始まった。

② K-GAPの導入

- ・ GAP導入のきっかけは、県、市、農協の研修会や講習会及び県の普及指導員の指導である。
- ・ K-GAP導入の期待は、売上数量増加、生産物の品質の向上、販路拡大、生産物の安全性向上等である。
- ・ 各基準（生産・出荷・管理体制等）についての取り組みは、最初は難しかったが、認証取得の経験を積むことにより容易になった。

③ K-GAPの効果

- ・ 導入時の目標や期待（生産物の品質向上、安全の向上販路拡大等）は達成できた。
- ・ 多くの部会員が一定レベルに達したが、理解できない部員もいる。
- ・ 品質、安全・安心や農業経営等への意識が向上した。
- ・ 県外の取引先が多く、鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）の認証取得業者の生産物の指名買いが増えた。
- ・ 販路が拡大した。
- ・ 肥料・農薬の5割削減を指導している。コスト削減に繋がっている。
- ・ 鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）の認証取得することによって、効果（売上数量増加、生産物の品質向上、販路拡大、生産物の安全性向上等）は結果としてついてくる。

④ K-GAPの取り組み

- ・ 最初は難しかったが、現在は取り組み易くなってきた。

⑤ K－G A P 認証取得にあたり最も負担になったこと

- ・ 資料作成等事務量が増加した。
- ・ 部員が多い部会の申請は、時間と労力がかかる。
- ・ 認証取得手数料は部員の多い部会は相当負担になる。

⑥ その他

- ・ 認証マークは段ボール箱につけている（コンテナで出荷している生産物は認証マークをつけられない。）
- ・ 農薬や肥料の使用を低減した栽培方法に現在も取り組んでいるが、今後も引き続き取り組んでいく。
- ・ J G A P の取得は考えていない。

(6) エコ農産物認証者（鹿児島県経済連）の取り組み

< J A グループ鹿児島エコ農産物認証制度 >

① エコ農産物認証制度の概要（J A 鹿児島県経済連ホームページより）

- ・ J A グループかごしまでは、平成 1 1 年 4 月から「有機農産物等認証制度」（現在のエコ農産物認証制度）をスタートさせた。このシステムは、まず栽培責任者（生産者）が、生産する品目ごとに「どのは場（畑・田）で「どのように作るか」の栽培計画を提出し、生産認証審査部会の審査を受けた後生産認証をもらうことから始まります。

認証をもらうと、栽培責任者は、その基準を守りながら栽培し、作物の生産開始から終了までの日誌を記録します。さらに、出荷前になると、出荷認証神聖に、栽培日誌を添えて提出。そして再び審査。適正と認められて初めて「エコ農産物」として出荷できる。A コープなどで消費者が手にする西郷さんのシールが貼られた「エコ農産物」は、このような仕組みの中で激しい審査をパスした農産物です。

J A グループかごしま
エコ農産物認証西郷マーク



この認証マークは、J A グループ鹿児島が認めた商品だけに貼付してあります。

＊認証制度とは

認証とは、JA鹿児島経済連に設置された認証委員会が認証基準に基づいて確認し、表示する証明行為のことです。

栽培責任者の生産から出荷までの過程を認証委員会が審査し、その栽培方法を証明したもののみ、西郷認証マークを表示できる制度です。

＊栽培区分表示

取扱要領の中で、農林水産省の「新ガイドライン」に沿って、栽培区分を4つに分類しています。



特別栽培農産物は、栽培期間中に化学合成農薬・化学肥料共に当地比 50%以上削減して生産された農産物（農林水産省新ガイドラインに準ずる）

I I 農 産 物 表示例

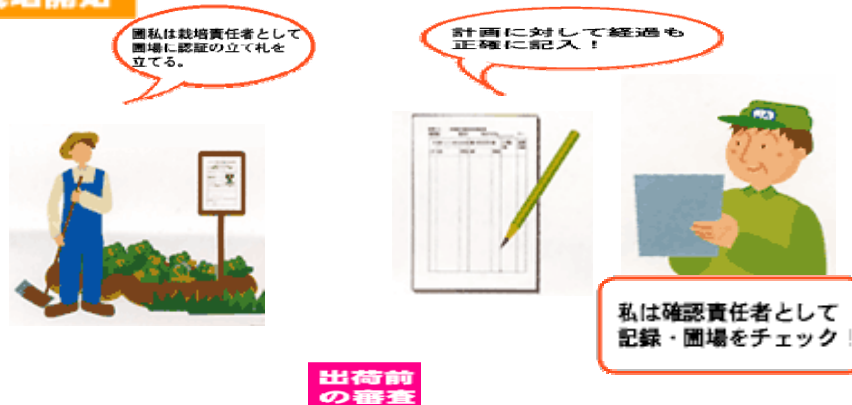
①化学合成農薬不使用栽培	栽培期間中に化学合成農薬を使用しないで生産したもの
②化学肥料不使用栽培	栽培期間中に化学肥料を使用しないで生産したもの
③化学合成農薬節減栽培	栽培期間中化学合成農薬の使用が一般的使用量(慣行)の当地比 50%以上削減して生産したもの
④化学肥料節減栽培	栽培期間中化学肥料の使用が一般的使用量(慣行)の当地比 50%以上削減して生産したもの

② 認証制度の仕組み

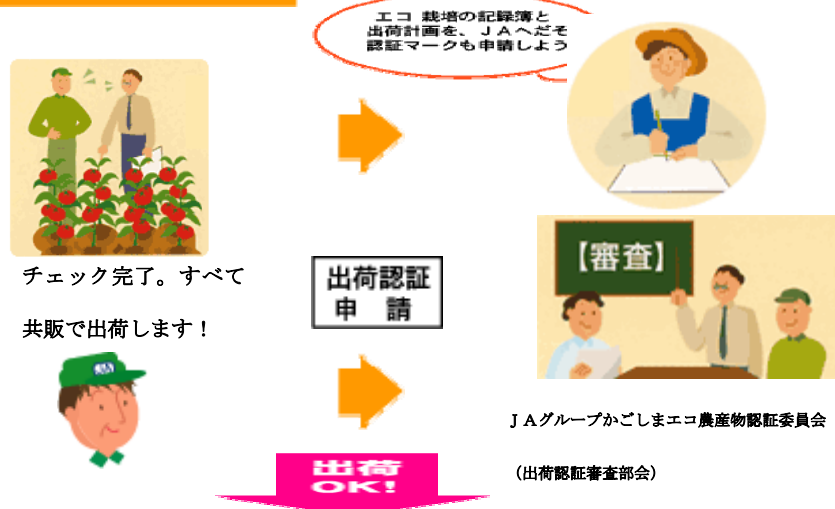
生産の前に（生産計画認証）



栽培開始



出荷前に（出荷計画認証）



出典：JA鹿児島県経済連ホームページよりエコ農産物認証制度の終了

平成11年4月から始まってから、J Aグループかごしまエコ農産物認証制度は平成22年2月で認証登録を終了した。平成22年3月から鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）への移行が始まった。

③ エコ農産物認証制度終了の理由

- ・ 鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）の内容が、J Aグループかごしまエコ農産物認証制度の認証内容を網羅している。

(7) 農産物認証者（イオン）の取組み

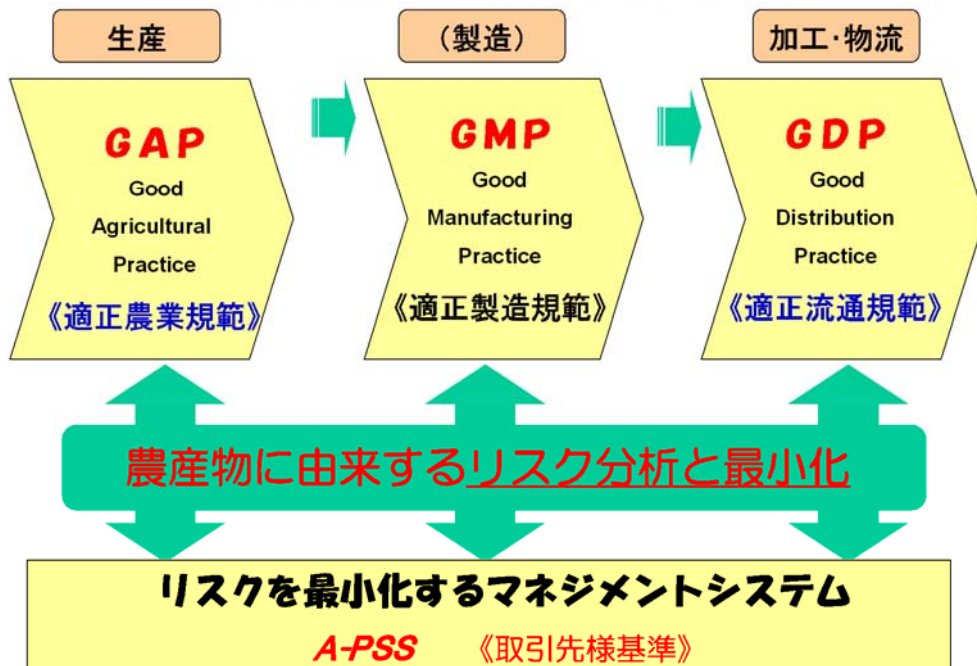
① 「イオンA-Q」の概要

「イオンA-Q」とはイオン独自の品質管理基準であり、Aはイオン（AEON）のA、Qは品質=QualityのQで、「農産物取引先様品質管理基準（AEON Produce Suppliers Quality Management Standards）」の略である。

具体的には、牛乳工場や食品工場などで取り入れられているHACCP（危害分析重要管理点方式）やISOの考え方を、農産物が生産されお店に届くまでの現場に応用した仕組みである。イオンの商品の安全や安心、環境や地域などへの配慮を謳った6つの「農産物取り組み宣言」の考え方を実践するために、生産や流通、加工の現場で守るべき工程管理規範を定めたものである。

「イオンA-Q」では、生産現場の品質管理は「GAP」、畑から出たあとは、微生物が増えないようにとか、違うものがまじらないなどを定めた「流通規範（GDP）」、その農産物を使って加工・製造する場合は「GMP」という製造規範で管理している。こうして、お店に届くまでの一連の流れを工程管理しているのである。

A-Q管理のセーフティチェーン



出典：農林水産省ホームページ

② イオンの生産面での適正規範について（以下、「イオンGAP」と略称する）

三重県のホームページに「イオンA-Q」のうち「イオンGAP」について触れたものがあるので、平成18年とやや出所は古いですが、概要を把握する意味で、以下に引用する。

イオンGAPは、トップバリュグリーンアイ商品の「生産面」の適正規範であり、安全及び優良な農産物実現を目的とする。

トップバリュグリーンアイとは、農薬や化学肥料、抗生物質、合成添加物の使用を抑えて作った農・水・畜産物と、それらを原料に作った加工食品ブランドであり、イオングループのホームページによると、次のように記されている。

- ・トップバリュグリーンアイの農産物は、自然のもつ力を最大限に活かして生産され、おいしく栄養があり地球環境にやさしいことをコンセプトとしています。野菜や果物における食の安全危害最小化を目指す基準づくりをはじめ、生産者とお客様をインタラクティブに結ぶシステムなどを構築。さらなる「安全・安心」のために、常に新しい取組を積極的に進めています。
- ・グリーンアイ5つの基準
 1. 合成着色料、合成保存料、合成甘味料を使わない食品を扱います。
 2. 化学肥料、農薬、抗生物質などの化学製品の使用を極力抑えて生産します。

3. 適地・適期・適作・適肥育など、自然力によるおいしさを大切にしています。
4. 環境や生態系の保全に配慮した農畜水産物をサポートします。
5. 自主基準に基づき、生産から販売まで管理します。

イオン-GAP (ジ・I・ピー)

Good Agricultural Practice
適正農業規範

【対象】
「生産者」及び「生産管理責任者」の生産における規範

【目的】
安全及び優良な農産物実現のための
「生産面」の規範

「当たり前のことに、きちんと取り組んでいく」という内容になっています

出典：農林水産省ホームページ

③ イオンGAPの管理項目（三重県のホームページより）

管理項目として次の13項目が列挙されており、詳細な内容はわからないものの50項目程度の規範があるようである。管理項目としてはJGAPとほぼ同じような構成になっているが、最後の「お客さまの声を反映する」が大項目として挙げられているのは、最終消費者に直接的に接する流通小売業者ならではの特徴と言える。

管理項目		【目的】安全及び優良な農産物実現のための「生産面」の規範	
1 人、組織	✓	2 種苗と品種	✓
3 用水管理	✓	4 圃場管理	✓
5 土作り・土壌管理	✓	6 肥料・飼料管理	✓
7 病害虫管理	✓	8 栽培管理	✓
9 収穫後管理	✓	10 環境配慮	✓
11 労働者保護、管理	✓	12 記録、トレーサビリティ	✓
13 お客さまの声を反映する	✓		

④ イオンの目指すGAP

「イオンGAP」は2002年に導入されており、農林水産省などに先駆けて日本国内で最初に取り組んだGAPである。「イオンGAP」はイオン独自の基準であるが、もともと世界的な基準と言える現在のグローバルGAPを日本の状況に合わせてアレンジして策定したものであり、日本国内においてJGAPをはじめとする様々なGAPに大きな影響を与えていると思われる。

現在、日本国内では様々なGAP基準があるが、イオンでは適正規範のうち、安全を守る最低限の要件の部分は、消費者、生産者、流通業者、小売業が連携して日本のスタンダードを作るべきと考えているようであり、GAPは社会的な共通のインフラと位置づけて、最終的には世界基準であるグローバルGAPに収斂していくものと思われる。

(8) K-GAPについてのヒアリングのまとめ

生産者等に、K-GAPについてのヒアリングを実施して、その結果や評価をまとめた。

K-GAPの導入について、①K-GAP導入のきっかけは、県、市、農協の研修会や講習会等に参加したことであるが、県等の普及指導員の指導等もK-GAP導入に効果が大きかった。②K-GAP導入の目的や期待は、売上数量が増加する、農産物の品質が向上する、販路が拡大できる、農産物の安全性が向上する等であり、生産者のK-GAPへの期待の大きさが伺える。③各基準（生産・出荷・管理体制等）についての取り組みは、最初は難しかったが、認証取得の経験を積むことにより容易になった。

K-GAP効果については、①K-GAP導入時の目標や期待への効果は、農産物の品質の向上、安全性の向上等は達成できた。しかし、売上数量や売上高の増加等については未達成で導入効果は薄かったことが伺える。②農産物の品質、安全・安心や農業経営等への意識が向上した。勘で行なっていた農業経営が、K-GAP導入により、作業業務の記帳や農薬・肥料の在庫管理、作業工程管理、経費削減等を実施することで農業経営に対する意識が向上し、経営改善に繋がっている。③県外の取引先が、農産物購入の選択にあたり鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）を認識し、K-GAP認証取得生産者の農産物の指名買いが増加した。④販路が拡大した。⑤肥料・農薬の削減がコスト削減に繋がっている。K-GAPを通して農薬管理を実施することで、農薬・肥料の在庫管理や計画購入、使用量の削減、作業時期、時間及び使用量等の記帳が可能になり、経営改善に多大な効果があった。⑥鹿児島県農林水産物認証制度（K-GAP）の認証取得することによって、農業経営改善、生産物の品質向上、農産物の安全性向上等に効果は大きかった。K-GAP導入目的は達成されたと生産者は言っている。

K-GAPに取り組んでみて、導入時は認証取得手続きなど難しいことが多かったが、認証回数を重ねるごとに容易になってきた。

K－GAP 認証取得にあたり最も負担になったことについては、①資料作成や記帳等の事務量が増加し負担が多くなったが、業務手順や記帳の重要性が理解できると慣れてきたことも手伝って最近ではほとんど苦にならなくなった。②認証取得申請についても、K－GAP 導入時は申請資料作成等に時間と労力がかかり重荷に感じていたが、認証回数が多くなるに従い、資料作成作業が容易になった。③認証取得手数料は 1 件 1,500 円であまり負担にはならない。但し、認証品目が多くなると負担になるようである

K－GAP への要望やその他として①認証マークは、段ボール包装を行なっている農産物は段ボール箱に貼付しており、農産物個々にはつけていない。また、折りたたみコンテナで出荷している農産物は認証マークをつけられないため、消費者への K－GAP 農産物の訴求や差別化ができにくいため、今後、対策や検討が必要となる。②認証マークの消費者への浸透度はわからないとの回答が多く、まだまだ認証マークの認知は薄いと推測される。③農薬や肥料の使用を低減した栽培方法について、生産者は現在も農薬肥料使用削減に取り組んでいるが、今後も重要課題として取り組みを積極的に推進する。④ J－GAP の取得は考えていない。

また、JAグループかごしまでは、平成 11 年 4 月から「有機農産物等認証制度」（現在のエコ農産物認証制度）をスタートさせ、平成 22 年 2 月で認証登録を終了しエコ農産物認証制度を終結した。平成 22 年 3 月から鹿児島県農林水産物認証制度（K－GAP）への移行が始まった。平成 16 年に創設された鹿児島県農林水産物認証制度（K－GAP）の内容が、JAグループかごしまエコ農産物認証制度の認証内容を網羅していることが制度終了の要因のひとつである。

第6章 終わりに

1. K-GAPの利点

(1)理解できたこと

以上、当報告書で述べてきたように K-GAP と他の GAP では相違点も多いが、①K-GAP への取組みが定着してきており、鹿児島経済連やイオングループでも認められてきていること、②JGAP に比べ認証費用が1桁安いこと（但し、K-GAP は毎年認証が必要）、③JGAP は漏れがないことを重視しているのに対し、K-GAP は必要最低限の工程管理について、分かりやすくかつ取組みやすいことに重点を置いている点に特徴がある。

大規模農家が少ない当県においては食の安心・安全を確保するためには納得できる認証制度であることが理解できた。しかし、県としての狙いはあくまでも認定農家に認証を取得して貰うことまでである。そこまで達しない農家については K-GAP でも敷居が高くて無理だろうという認識がある。世界に冠たる日本の農業、鹿児島県の農業でこのレベルである。農産物の輸出に向けて GLOBALGAP の認証を取得して、と考えるといささか心もとないところもあるが、K-GAP からステップアップしていくと考えれば、K-GAP が土台となるという意義は大きいと思われる。

(2)今後の課題

今回の調査研究で理解できたことは、端的に言えば農業の複雑さ（過去の経緯から一筋縄ではいかない所）である。前述したように、K-GAP は第3者認証としては認証の敷居が高くないと見られるが、それでも鹿児島県の関係者に聞くと他県で同等の制度を維持するのは難しいだろうと言われる。その理由は、農業県である鹿児島県並みの認定農家数と農業技術者（認定の現地審査ができるリタイア層）が確保できなければ、費用を含めて第3者認証制度を維持するのが難しいからだという。

食の安心・安全確保と輸出促進のためには GAP の認証制度は不可欠だと思われるが、鹿児島県の経験から見れば GAP 基準の収斂と高水準 GAP の普及ははなはだ峻しい道と言わざるを得ない。それでも農業をこれからの先進産業として発展させるためには乗り越えないといけない壁ではないだろうか。それには農業界だけではなく他産業、消費者を巻き込んだ対応が求められるのであろう。

2. 謝辞

最後になりましたが、今回の調査研究にご協力頂いた皆様に感謝致します。せっかく御協力頂きながら、私どもの力不足ではなはだ不十分な内容になりましたこととお詫び致しますが、今後も調査研究を続ける覚悟ですのでご容赦下さい。有難う御座いました。

(資料－１) K－G A P 認証基準とガイドライン取組事項との比較表

生産に関する基準

項目	基準	ガイドラインとの 共通部分
1 ほ場管理	(1) ほ場台帳を整備し、作物の作付履歴を記帳できるよう整備していること	●
	(2) 農業生産に利用した廃プラスチック類の処理が地域で定められた処理法に従って適正に行われていること	●
	(3) 栽培したものの残さ等を適正に処理していること（たい肥や飼料として利用、鉋込み、果樹では剪定枝を園地外へ排出し有効活用など）	●
	(4) 作物を汚染する要因が見られないこと	●
2 準備及び投入資材・機械 ・施設の管理	(1) 情報の収集	
	(2) 使用する水源を把握していること	●
	(3) 使用する全ての資材の安全に配慮していること	●
	(4) 機械・施設の管理を適正に行っていること	●
3 種子管理	(1) 種子・種苗の供給者等を確認していること	●
4 土づくり施肥管理	(1) 牛ふんたい肥など有機物を活用した土づくりを行っていること	●
	(2) 地域栽培基準の範囲内又は必要に応じ土壌診断結果等に基づいて施肥を行っていること	●
5 病虫害管理	(1) 登録された薬剤やその散布量、散布回数及び最終散布時期準管理が記されている地域栽培基準の範囲内で行っていること	●
	(2) 農薬の保管・管理を適正に行っていること	●
	(3) 産地として農薬の散布回数の削減などに努めていること	●
	(4) 農薬の飛散（飛来）防止対策がとられていること	●
6 収穫・調整管理	(1) 収穫容器等の衛生面に配慮していること	
	(2) 収穫日・収穫量を記録していること	
	(3) 収穫物の調整や保管は、収穫物の汚染や異物の混入がないよう清潔な場所で行うこと	●
	(4) 箱詰等の調整作業において衛生面に配慮していること	

出荷に関する基準

項目	基準	ガイドラインとの 共通部分
1 作業管理	(1) 作業者の衛生面に配慮していること	●
	(2) 異物混入等を防ぐ対策を講じていること	●
	(3) 上記項目を含む作業者の衛生管理マニュアルを作成していること	●
2 施設・設備管理	(1) 施設の衛生面等に配慮していること	●
	(2) 設備の衛生面等に配慮していること	●
	(3) 上記項目(1),(2)を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること	
3 用排水管理	(1) 収穫物や施設・設備を洗浄する水は、引用に準ずる水質基準値を満たしていること	●
4 製品管理	選果・選別の際、認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること	●
	(2) ワックス処理剤等を使用する場合は食品衛生法を遵守すること	

管理体制に関する基準

項目	基準	ガイドラインとの 共通部分
1 産地管理	(1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること	
	(2) 代表者、管理責任者が各段階毎に設置されていること	
	(3) 残留農薬検査を行うこと	
2 適正な表示	(1) 包材等にJAS法等各関係法令に基づいた適正な表示が行われていること	
3 情報提供システム	「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」に基づいた方法、内容等で情報が提供されていること	●
	(2) 情報の提供について消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること	
4 内部研修	(1) 作付開始前に各研修会等で「食の安心・安全の確保」に関する研修を行っていること	
5 内部検査体制	(1) 年1回「食の安心・安全」に関する内部検査を実施していること	●

	(2) 検査で指摘された箇所を早急に改善するシステムが確立していること	●
6 クレーム処理体制	(1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること	
	(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること	

化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組

項目	基準	ガイドラインとの 共通部分
1 産地の取組	(1) 産地として、化学合成された農薬や肥料の使用の低減に取り組んでいること	
	(2) 栽培責任者及び確認責任者等が「農林水産省特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の内容を理解していること	
2 生産ほ場の設定	(1) 生産する一定区画のほ場は、他のほ場と明瞭に区分することが可能であって、かつ確認責任者による管理方法の調査等が随時可能であること	
3 責任者の設置	(1) ガイドラインに沿って責任者を設置していること	
4 取組の計画作成と実践	生産ほ場にガイドラインに規定する事項を記載した看板を設置していること (1) （特別栽培農産物は、ガイドラインと県認証制度、他の区分は県認証制度により取り組んでいる旨と取組区分名を記載）	
	(2) 栽培開始前にガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培計画」を作成し、確認責任者へ提出していること	●
	(3) ガイドラインに規定する事項を内容とする「栽培管理記録」を作成し、収穫終了後速やかに確認責任者へ提出していること	●
	(4) ガイドラインに規定する事項を内容とする「出荷記録」を作成し、確認責任者へ提出していること	●
5 取組内容の確認	(1) 「栽培計画」はガイドラインに沿って記載されていること	●
	(2) 「栽培計画」の記載内容の取組区分は適正であること	●
	(3) 栽培期間中の生産ほ場の栽培管理、「栽培管理記録」の記載が適正になされ、確認責任者が確認していること	●
	(4) 収穫終了後の「栽培管理記録」の化学合成資材の使用等の内容が、該当する取組区分として適正であり、確認責任者が確認していること	●
	(5) 「出荷記録」が適正に記録されており、確認責任者が確認していること	●

	確認責任者が「栽培計画」，「栽培管理記録」，「出荷記録」をその出荷・販売期間終了後3年間保管していること	●
6 表示・情報の提供	かごしまの農林水産物認証制度によって認証を受けていることを表示する場合，「別記3マーク使用基準」に沿っていること	
	「特別栽培農産物」として取り組んでいることを表示する場合，ガイドラインに沿っていること	
	消費者等からの栽培方法や資材の使用状況，確認方法等に関する照会があった場合の対応が定められていること	

(資料－２) 農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（野菜）

1 食品安全を主な目的とする取組		
区分	番号	取組事項
ほ場環境の確認と衛生管理	1	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止
農薬の使用	2	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)
	3	農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄
	4	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上の義務)
	5	農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務)
水の使用	6	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)
肥料・培養液の使用	7	生鮮野菜の生産においてたい肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、完熟たい肥を施用
	8	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策の実施
作業者等の衛生管理	9	作業者の衛生管理の実施
	10	ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施
機械・施設・容器等の衛生管理	11	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄
	12	栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施
	13	調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施
	14	安全で清潔な包装容器の使用
収穫後の農産物の管理	15	貯蔵・輸送時の適切な温度管理の実施
	16	収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施
2 環境保全を主な目的とする取組		
区分	番号	取組事項
農薬による環境負荷の低減対策	17	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製
	18	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり
	19	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施
	20	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施
	21	農薬散布時における周辺住民等への影響の回避
	22	被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策の実施
肥料による環境負荷の低減対策	23	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施肥や、都道府県の施肥基準やJAの栽培層等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥の実施
土壌の管理	24	たい肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施
	25	土壌の侵食を軽減する対策の実施
廃棄物の適正な処理・利用	26	農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理の実施(法令上の義務)
	27	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)
	28	作物残さ等の有機物のリサイクルの実施
エネルギーの節減対策	29	施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減
特定外来生物の適正利用	30	セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可取得及び適切な飼養管理の実施(法令上の義務)
3 労働安全を主な目的とする取組		
区分	番号	取組事項
危険作業等の把握	31	農業生産活動における危険な作業等の把握
農作業従事者の制限	32	機械作業、高所作業又は農薬散布作業等適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者などに対する制限
服装及び保護具の着用等	33	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管
作業環境への対応	34	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施

機械等の導入・点検・整備・管理	35	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理
機械等の利用	36	機械、装置、器具等の適正な使用
農薬・燃料等の管理	37	農薬、燃料等の適切な管理(法令上の義務を含む)
事故後の備え	38	事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)
4 農業生産工程管理の全般に係る取組		
区分	番号	取組事項
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	39	農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用
情報の記録・保管	40	ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存
	41	農薬の使用に関する内容を記録し、保存
	42	肥料の使用に関する内容を記録し、保存
	43	種子・苗、たい肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等の保存。資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存
	44	野菜の出荷に関する記録の保存
生産工程管理の実施	45	以下の手順による生産工程管理の実施 ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用
記録の保存期間	46	上記の項目に関する記録について、以下の期間保存 ①農作物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定) ②農作物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間

(資料－３) K－GAP 認証基準と J G A P との比較表

K-GAP認証基準とJ-GAP(※)との比較表

(※)農場用 管理点と適合基準 青果物 2 0 1 0
団体事務局用 管理点と適合基準 第2.2版

生産に関する基準

項目	基準	J G A P における 項目番号
1 ほ場管理	(1) ほ場台帳を整備し、作物の作付履歴を記帳できる よう整備していること	2. 2
	(2) 農業生産に利用した廃プラスチック類の処理が地 域で定められた処理法に従って適正に行われて いること	12
	(3) 栽培したものの残さ等を適正に処理していること (たい肥や飼料として利用、鍬込み、果樹では剪 定枝を圃地外へ排出し有効活用など)	12. 1 12. 2
	(4) 作物を汚染する要因が見られないこと	1. 2 5. 1. 5 5. 1. 6 5. 1. 7 7
2 準備及び投入資材・機械 ・施設の管理	(1) 情報の収集	8. 8
	(2) 使用する水源を把握していること	4. 2 4. 3
	(3) 使用する全ての資材の安全に配慮していること	1. 2 5. 1 5. 2 6. 1 6. 2
	(4) 機械・施設の管理を適正に行っていること	1. 2
3 種子管理	(1) 種子・種苗の供給者等を確認していること	4. 4
4 土づくり施肥管理	(1) 牛ふんたい肥など有機物を活用した土づくりを 行っていること	
	(2) 地域栽培基準の範囲内又は必要に応じ土壌診断結 果等に基づいて施肥を行っていること	4. 1 5
5 病害虫管理	(1) 登録された薬剤やその散布量、散布回数及び最終 散布時期準管理が記されている地域栽培基準の範 囲内で行っていること	6. 1 6. 2
	(2) 農薬の保管・管理を適正に行っていること	6. 3 6. 4
	(3) 産地として農薬の散布回数の削減などに努めてい ること	6. 1 6. 2
	(4) 農薬の飛散（飛来）防止対策がとられていること	6. 5 11. 1
6 収穫・調整管理	(1) 収穫容器等の衛生面に配慮していること	7 8
	(2) 収穫日・収穫量を記録していること	2
	(3) 収穫物の調整や保管は、収穫物の汚染や異物の混 入がないよう清潔な場所で行うこと	7 8
	(4) 箱詰等の調整作業において衛生面に配慮している こと	7 8

出荷に関する基準

項目	基準	J G A Pにおける 項目番号
1 作業管理	(1) 作業者の衛生面に配慮していること	7 8
	(2) 異物混入等を防ぐ対策を講じていること	7 8
	(3) 上記項目を含む作業者の衛生管理マニュアルを作成していること	7 8
2 施設・設備管理	(1) 施設の衛生面等に配慮していること	7 8
	(2) 設備の衛生面等に配慮していること	7 8
	(3) 上記項目(1),(2)を含む施設・設備管理マニュアルを作成していること	7 8
3 用排水管理	(1) 収穫物や施設・設備を洗浄する水は、飲用に準ずる水質基準値を満たしていること	4.2 4.3
4 製品管理	(1) 選果・選別の際、認証された生産物と他の生産物が混入することがないようにライン又はロットを区別していること	
	(2) ワックス処理剤等を使用する場合は食品衛生法を遵守すること	

管理体制に関する基準

項目	基準	J G A Pにおける 項目番号
1 産地管理	(1) 「食の安心・安全」に向けた具体的な目標を掲げ、周知を図っていること	
	(2) 代表者、管理責任者が各段階毎に設置されていること	1.2
	(3) 残留農薬検査を行うこと	6.6
2 適正な表示	(1) 包材等に J A S 法等各関係法令に基づいた適正な表示が行われていること	3.3
3 情報提供システム	(1) 「かごしまの農林水産物認証制度実施要領」に基づいた方法、内容等で情報が提供されていること	(3.2)
	(2) 情報の提供について消費者等の要望にいつでも応えられるよう努めていること	
4 内部研修	(1) 作付開始前に各研修会等で「食の安心・安全の確保」に関する研修を行っていること	8.8
5 内部検査体制	(1) 年1回「食の安心・安全」に関する内部検査を実施していること	1.4 団体事務局用4
	(2) 検査で指摘された箇所を早急に改善するシステムが確立していること	1.4
6 クレーム処理体制	(1) クレームや問い合わせ等に対応するマニュアルを整備していること	3.4 団体事務局用7
	(2) 消費者等からの声を生産に反映させるシステムが確立していること	

化学合成された農薬や肥料の使用を低減した栽培方法への取組については、J G A Pに項目がない。

(資料－４) J G A P 農場用 管理点と適合基準 青果物 2010

番号	レベル	管理点	適合基準
A 農場運営と販売管理			
1. 農場運営			
1.1 基本姿勢			
1.1.1	必須	JGAPに主体的に取り組んでいる	JGAP導入の理由や目的を説明できる。
1.1.2	重要	整理整頓し清潔な農場を維持している	① 圃場や施設を定期的に清掃している。 ② 圃場や施設には廃棄物・不要物が散乱していない。
1.2 経営資源の管理			
1.2.1	必須	責任と権限が明確になっている	下記の責任者が明確になっている経営の組織表がある。 ① 農場の責任者 ② 商品管理の責任者（管理点3.3.1参照） ③ 施肥の責任者（管理点5.1.1参照） ④ 農薬使用の責任者（管理点6.1.1参照） ⑤ 農薬保管の責任者（管理点6.4.1参照） ⑥ 労働安全の責任者（管理点15.1.1参照）
1.2.2	必須	圃場・施設の基本情報がある	圃場と施設（作業場、倉庫等）について、識別可能であり、下記の最新情報が分かる一覧表がある。 ① 圃場の地番、面積と所有形態、圃場の名称または圃場番号 ② 施設の地番、名称 ③ 周辺の状況が分かる圃場・施設の地図
1.2.3	重要	機械を適切に整備している	① 肥料散布機、農薬散布機、および動力の付いた機械は、年1回以上の点検、整備を行い、機械の不良による労働事故、農産物汚染、土壌汚染の恐れのある油漏れや液漏れを防いでいる。 ② 機械の整備記録を作成している。 ③ 外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。
1.2.4	必須	新規圃場の適性を検討している	下記の項目について検討した上で、新規圃場の使用を判断している。 ① 土地の使用履歴 ② 土質 ③ 土の安全性 ④ 水質 ⑤ 水の安全性 ⑥ 作業の安全性 ⑦ ドリフトの危険性
1.2.5	重要	新規圃場の問題に対策を講じている	管理点1.2.4の検討の結果、問題があったが改善可能と判断した場合は、対策の内容とその結果（実効性）を記録している。
1.2.6	努力	知的財産を保護している	① 新たに開発した技術は特許・実用新案を申請している。 ② 新たに育成した品種は、品種登録をしている。 ③ 新たにブランド化した商品名は商標登録している。
1.3 外部委託管理			
1.3.1	必須	外部委託先とJGAP遵守を合意している	播種・定植・防除・施肥・収穫・農産物取扱い等の農産物生産工程に直接係わる作業を外部委託する場合には、委託される作業と、その作業が該当する『JGAP 農場用管理点と適合基準』の項目に従うことの合意を外部委託先から得ている。
1.3.2	必須	外部委託先のJGAP遵守を確認している	外部委託先がJGAPの該当項目に適合しているかどうかについて、委託者（農場）が確認している。
1.4 農場のルール違反の改善と自己点検			
1.4.1	必須	農場のルール違反を改善している	① JGAPに関係する農場の手順（ルール）に対し、違反する事例が発生した場合の管理手順を文書化している。管理手順は、違反の内容、原因、是正内容の記録を含む。 ② 農場のルール違反が発生した場合、①の管理手順に基づき対処している。

番号	レベル	管理点	適合基準
1.4.2	必須	自己点検を実施している（その1）	JGAPの自己点検を年1回以上行ったことが記録で分かる。
1.4.3	重要	自己点検を実施している（その2）	自己点検は、JGAPを十分に理解している者が行っている。 例えば下記の方法がある。 すでに認証を取得している農場の責任者が行う。JGAP指導員と共同で行う。 JGAP指導員による十分な指導のもとで農場の責任者が行う。
1.4.4	必須	自己点検の不適合を改善している	自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録で分かる。
2. 計画と記録			
2.1栽培計画			
2.1.1	必須	栽培計画を立てている	下記の項目を含む栽培計画を立て文書化している。⑤は栽培暦でもよい。 ① 品目 ② 圃場 ③ 農薬の使用（管理点6.1.4参照） ④ 肥料の使用（管理点5.1.2参照） ⑤ 作業時期 ⑥ 収穫見込量
2.1.2	重要	行政の基準等を考慮した栽培計画を立てている	農薬と肥料に関する栽培計画は、下記を考慮して立てている。 ① 都道府県の基準（慣行レベル） ② 出荷先と交わした栽培基準 ③ 地域の防除規制日がある場合はその日程
2.2 記録管理			
2.2.1	必須	JGAPで必須となる帳票類を整備している	下記のものを整備している。括弧内は参照すべき管理点である。 作業が発生するたびに記録するもの ①農場のルール違反記録（1.4.1） ②出荷記録（3.2.2） ③収穫記録（3.2.3） ④商品の苦情・異常の記録（3.4.1） ⑤商品回収記録（3.4.2） ⑥種苗の記録（4.4.2） ⑦繰り返し使う水の点検記録（4.3.2） ⑧肥料使用記録（5.3.1） ⑨農薬使用記録（6.3.4） 年に1回以上または変更があった場合に記録・整備するもの ①組織表（1.2.1） ②圃場・施設台帳（1.2.2） ③自己点検結果（1.4.2） ④栽培計画（2.1.1） ⑤使用農薬の一覧表（6.1.4） ⑥残留農薬検査計画（6.2.2） ⑦残留農薬検査のサンプリング方法（6.6.3） ⑧作業工程の一覧表（7.1, 8.1） ⑨危害要因が付着する可能性のある作業の一覧表（7.2, 8.2） ⑩ガラス・プラスチックの破片飛散時の対策手順（8.5） ⑪農産物の安全対策手順（7.3, 8.3） ⑫廃棄物の一覧表（12.1） ⑬危険箇所の一覧表（15.1.2）
2.2.2	必須	記録・帳票類を保管している	管理点2.2.1及び他の項目で求める記録・帳票類は過去2年以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では3か月分、最初の維持審査では初回審査から維持審査までの期間に3ヶ月を加えた分、最初の更新審査では1年9ヶ月分以上を保管している。そのほかの必要な書類についても同様に保管している。
3. 販売管理とトレーサビリティ			
3.1 販売管理			
3.1.1	努力	出荷先と契約を交わしている	① 特定の出荷先と契約している場合は、交わしている売買のとり決めの内容を記録し、可能な限り出荷先と共有している。 取り決めの内容は例えば下記がある。 出荷先、品目、規格、栽培方法、数量・重量、価格、納期、支払期日 ② 委託販売の場合は、交わしている委託のとり決めの内容を記録し、可能な限り受託者と共有している。
3.2 トレーサビリティ			
3.2.1	必須	出荷先との間のトレーサビリティを確保している	出荷する農産物から、その農産物を作った農場が特定できる。

番号	レベル	管理点	適合基準
3.2.2	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（出荷記録）	出荷について下記の内容を記録し、収穫に関する情報をさかのぼれる。 ① 品目 ② 出荷日 ③ 出荷数量 ④ 出荷先 ⑤ 収穫情報あるいは収穫情報と結びついている保管情報（収穫日、圃場の名称または圃場番号、収穫ロット番号等）
3.2.3	必須	農場内のトレーサビリティを確保している（収穫記録）	収穫作業について下記の内容を記録し、出荷に関する情報をたどることができる。 ① 品目 ② 収穫日 ③ 収穫数量 ④ 収穫場所（圃場の名称または圃場番号） ⑤ 収穫ロット番号（管理点3.2.2で必要な場合）
3.3商品管理			
3.3.1	必須	商品管理の責任者がいる	商品管理の責任者が明確になっており、下記の業務を統括している。（管理点1.2.1参照） ① 農産物の規格・等級の管理 ② 梱包・包装・容器及び商品の重量・数量等を含む出荷仕様の管理 ③ 商品の表示の管理 ④ 農産物の安全や品質の確保 ⑤ 商品に関する苦情および商品の回収への対処
3.3.2	必須	正確な計量をしている	重量の表示を行っている場合、出荷用に使用している秤が正確に計量できることを定期的に確認している。
3.3.3	必須	JGAPマークを正しく表示をしている	① JGAPマーク使用許諾書を持っている。 ② JGAP総合規則の最新版を持っている。
3.4 商品の苦情および商品の回収			
3.4.1	必須	商品の苦情、商品の異常へ適切に対処している	① 商品に関する苦情及び異常が発生した場合の管理手順がある。 ② 商品に関する苦情及び異常の内容と商品に対する処置、原因、是正内容を記録している。 ③ 商品の回収の必要性を判断し、必要な場合は、管理点3.4.2を用いている。
3.4.2	必須	適切に商品を回収をしている	① 商品の回収（残留農薬基準違反、JAS法に基づく表示違反を含む）に関する以下の作業の手順が文書化されている。 ・該当する出荷商品（ロット）の特定（管理点3.2.2参照） ・影響がある出荷先及び関係機関（保健所、農林事務所、農協等）への連絡と相談 ・商品回収と応急処置（代替品の手配等） ・回収された商品の処置 ・発生原因の追究と是正処置 ・審査・認証機関への報告 ② 事故が起きた場合は①の作業の手順に基づき対処し、結果を記録している。 ③ 年に1度、作業の手順を見直している。

番号	レベル	管理点	適合基準
B 食の安全			
4. 土、水、種苗の管理			
4.1 土の管理			
4.1.1	重要	土壌の安全性を確認している	① 行政の通知・指定による土壌汚染地域にある圃場は行政の指導に従っている。 ② 管理点1.2.2の③周辺の状況、および圃場の使用履歴（ドリン系農薬などのPOPs物質の残留等）から、土壌汚染が心配される場合には、土壌分析等を実施して安全性を確認している。問題が発見された場合は行政に相談している。
4.1.2	努力	連作障害の予防をしている	連作障害の可能性がある1年生作物は連作障害を防ぐ工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 輪作、太陽熱消毒、緑肥の使用による土作り。
4.2 栽培中に使用する水の管理			
4.2.1	重要	栽培中に使用する水の安全性を確認している	下記の情報を参考に、栽培中に使用する水に農産物に危害を与える要因が無い か年1回以上確認している。 ① 管理点1.2.2の③周辺の状況 ② 取水場所の周辺で行われた国や地方公共団体による河川や井戸等の水質調査の結果
4.2.2	重要	栽培中に使用する水の問題に対策を講じている	上記の確認の結果、危険性が高いと判断される問題点については、水質検査を実施後、対策を講じている。
4.3 収穫後の農産物に対し使用する水の管理			
4.3.1	必須	収穫後、最後に使用する水は衛生的である	農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と触れる氷を衛生的に取り扱っている。また、水質検査を年1回以上行い、大腸菌不検出であることを確認している。 主に生食するものは国や地方公共団体の飲用水の基準に適合していることを確認している。 問題が発見された場合は使用を一時中止し、保健所に相談している。
4.3.2	必須	農産物を洗う水を適切に管理している	① ため水洗いをする場合は、掛け流しで農産物を洗浄している。 ② 農産物を洗う水をくり返し使う場合、その水をろ過・消毒し、pHや消毒剤の濃度を定期的に点検し、記録している。ろ過は、水中の固形物や浮遊物を効率的に取り除くもので、定期的に行っている。
4.4 種苗・種菌の選択と管理			
4.4.1	重要	品種の選択の理由を説明できる	多様な視点から品種を選択し、その品種を選んだ理由を説明できる。 選択理由としては例えば下記のようなものがある。 土地や気候に適した品種、販売力、耐病性、耐虫性、穂木の安全性（ウイルスの感染の有無）、農薬や肥料の使用量が少ないもの。
4.4.2	必須	種苗の出所を記録している	① 種苗・種菌を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数が記載された証明書等を保管している、あるいは記録している。 ② 自ら採種している場合、種苗の出所を記録している。 ③ 種苗に農薬を使用した場合、管理点6.3.4に従って記録している。
4.4.3	必須	品種登録制度を守っている	登録品種の種苗については許諾を得て栽培している。
4.4.4	重要	播種、定植を記録している	播種または定植について下記を記録している。 ① 播種または定植の方法 ② 播種日または定植日 ③ 圃場の名称または圃場番号
5. 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む）の管理			
5.1 肥料等（土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む）の選択・計画			
5.1.1	重要	施肥の責任者がいる	① 肥料の選択と使用計画の立案と使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② その責任者は肥料に関するメーカー、販売店、行政機関、農協等が開催する講習を受けたことが分かる資料がある。もしくは、普及指導センターや農協の助言を受けている。

番号	レベル	管理点	適合基準
5.1.2	必須	適切な施肥設計を行っている。(その1)	都道府県・農協の基準(標準施肥量・栽培暦)や土壌診断(または培養液分析)から施肥設計を行い、品質向上や環境保全に役立てている。土壌診断は、少なくとも、窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・pH・ECについて実施している。
5.1.3	努力	適切な施肥設計を行っている。(その2)	土壌診断においてCEC・C/N比(炭素率)・微量元素を測定している。
5.1.4	重要	肥料成分を把握している	① 購入肥料はその成分表(窒素・リン酸・カリ・石灰・苦土・微量元素等)を保管して養分寄与を把握している。 ② 堆肥を使用する場合は、その養分寄与も考慮している。 ③ 購入先・入手先を把握している。
5.1.5	必須	病原微生物汚染の危険があるものを使用していない	圃場に未処理の生活廃水や生の人糞・家畜糞を使用していない。
5.1.6	重要	肥料等の安全性を確認している(化学的危険)	普通肥料・特殊肥料以外の肥料等は、有害な重金属・化学物質による汚染に関し、販売元から証明書入手する等により安全性を確認している。
5.1.7	重要	肥料等の安全性を確認している(生物学的危険)	普通肥料以外の肥料等を使用する場合は、下記の方法により病原微生物等による汚染を防いでいる。 ① 証明書等により原材料、製造方法を把握している。 ② 堆肥は発酵温度を60℃以上に保つ等して病原微生物を低減させている。
5.2 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む)の準備・使用			
5.2.1	重要	肥料散布機の使用前点検をしている	肥料散布機の試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。例えば、散布口の詰まりがないことを確認している。
5.3 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む)の使用記録			
5.3.1	必須	肥料等の散布を記録している	施肥について下記の内容を記録している。 ① 施肥した場所(圃場の名称または圃場番号)(1.2.2参照) ② 施肥日 ③ 肥料等の名称と成分 ④ 施肥量 ⑤ 施肥方法(散布機械の特定を含む) ⑥ 作業者名
5.4 肥料等(土壌改良材、土壌活性材、植物活性材、葉面散布剤、堆肥を含む)の保管			
5.4.1	必須	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料は適切に保管している	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認している。
5.4.2	必須	肥料等を適切に保管している	肥料等は農産物、種苗、包装資材、収穫容器、農薬と接触しないように、また水源を汚染しないところに保管されている。
5.4.3	重要	梱包された肥料等を適切に保管している	梱包された肥料等の保管場所は下記の項目を満たしている。 ① 覆いがあり、肥料が日光、霜、雨の影響を受けないようにしている。 ② きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料がない。 ③ 肥料等を直接土の上に置いていない。 ④ 農薬入り肥料、石灰窒素は他の肥料等と区別して管理している。
5.4.4	努力	農薬入り肥料・石灰窒素は農薬に準じた保管をしている	農薬入り肥料・石灰窒素の保管は管理点6.4.2、6.4.3、6.4.4、6.4.5の項目を満たしている。
5.4.5	努力	堆肥を適切に保管している	堆肥の管理施設は、床を不透水性材料(コンクリート等)でつくり、風雨を防ぐ覆いや側壁を設け、流出液による水源汚染を防いでいる。

番号	レベル	管理点	適合基準
5.4.6	重要	肥料等の在庫を管理している	① 肥料等の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がある。記録から実在庫が確認できる。但し、計量が困難な肥料等については、何らかの方法でその在庫を把握する工夫をしている。
6. 農薬の管理			
6.1 農薬の選択・計画			
6.1.1	必須	農薬使用の責任者がいる	① 農薬の選択と使用計画の立案、使用の指示を行う責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 農薬使用の責任者は、農薬使用に関して、農薬管理指導士、普及指導員、農協の防除指導員、緑の安全管理士または都道府県がこれらと同等と認める資格を持っている。あるいは、これらの資格者や病害防除所、普及指導センターの助言や講習を受けている。
6.1.2	重要	農薬に関する最新情報を収集している	農薬使用の責任者は、防除作業の安全・省力化を図るために農薬の最新情報を入手する等農薬の知識を高める努力をしている。
6.1.3	必須	農薬使用を必要最低限にしている	農薬使用の責任者は、総合的病虫害・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)に取り組む等、耕種的防除・生物的防除・物理的防除を適切に組み合わせることにより病虫害の発生を抑え、抑えきれない場合は化学的防除を適切に使用している。 例えば下記の取り組みを行っている。 ① 病虫害を事前に予防するための工夫を行っている。 ② 病虫害の発生状況を的確に把握し、防除方法やタイミングを決定するための情報を収集している。 ③ 病虫害の発生状況に基づいて必要最低限の農薬散布を行っている。
6.1.4	必須	農薬使用計画を立てている	農薬使用の責任者は下記を満たした農薬使用計画を立てている。 ① 散布する予定の農薬の商品名、有効成分、適用作物、適用病害虫を書いた使用農薬の一覧表がある。地方公共団体や農協等が発行した最新の防除暦でもよい。 ② 使用する農薬の使用回数、総使用回数、使用時期（収穫前日数等）の基準を満たす計画となっている。
6.1.5	重要	耐性・抵抗性の発生を防いでいる	過去に使用した農薬を把握し、耐性が生じないような防除計画を立てている。ラベルに指示がある場合はそれに従っている。
6.1.6	重要	農薬の土壌残留を考慮している	土壌処理農薬について、今後1年間の作付け予定の品目にも適用があるか確認し、次作に残留農薬基準違反の影響が出る可能性がある場合は使用していない。
6.2 農薬の準備・使用			
6.2.1	必須	農薬使用の責任者が農薬の準備・使用を管理している	農薬を使用する作業者は、農薬使用の責任者の許可無く、農薬を準備・使用していない。
6.2.2	必須	適切な農薬を選んでいる（国内）	生産国において登録がある農薬のみ使用している。日本の場合、農林水産省に登録されている農薬のみ使用している。
6.2.3	必須	適切な農薬を選んでいる（輸出）	輸出用農産物は、輸出先で使用禁止の農薬が定められている場合、それに従っていることを確認できる。 例えば、EU向け輸出ではEC禁止リスト79/117/ECによって禁止している農薬を過去12ヶ月以内に使用していない。
6.2.4	重要	農薬散布機の使用前点検をしている	① ノズル、ホース、接合部のチェック等を行い、試運転を行うことで正確に散布できることを確認している。 ② 農薬散布器具が十分に洗浄されていることを確認している。
6.2.5	重要	適切な場所で準備している	① 農産物や環境に危害の無い場所で農薬を調合している。 ② こぼれた時の対応として、ほうき・ちりとり・ゴミ袋等を用意している。
6.2.6	必須	使用回数・総使用回数及び使用時期を遵守している	① 使用回数・総使用回数及び使用時期（収穫前日数等）は、ラベルの指示に従っていることが記録から分かる。 ② 連続して収穫する作物は、誤って収穫してしまうことを防ぐ工夫をしている。

番号	レベル	管理点	適合基準
6.2.7	必須	ラベルの表示内容を確認している	① 使用方法（散布・灌注等）、適用作物、適用病害虫、希釈倍数、使用量について、ラベルの指示に従っている。 ② 使用する農薬の最終有効年月を確認している。
6.2.8	必須	農薬を正確に計量・調製している	① 農薬を正確に計量できる器具を使用している。 ② 平らな場所で水を準備し、正確に希釈している。 ③ 計量カップ等は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻している。 ④ 散布面積から必要な散布液量を計算し、散布液が残らないよう調整している。（管理点6.3.1参照）
6.2.9	必須	立ち入り禁止期間を遵守している	① ラベルに散布後の立ち入り禁止が記載されている場合は、農薬散布後その期間中は圃場へ立ち入ってはいけないことが文書化（掲示を含む）されている。 ② 散布後の圃場立ち入り禁止日数を守っていることが記録から分かる。
6.2.10	必須	その他の使用上の注意事項を遵守している	管理点6.2.2、6.2.6、6.2.7、6.2.9以外について、ラベルに記載された使用上の注意がある場合は、その指示に従っている。
6.3 農薬の片付け・記録			
6.3.1	重要	農薬散布後の残液を適切に処理している	① 調合した薬液は使い切るようにしている。（管理点6.2.8参照） ② 農薬散布後の残液の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で散布むらの調整に使用している。さらに残液がある場合は、自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく、作物を植えることのない場所を選び、土にしみ込ませるようにしている。
6.3.2	重要	散布設備を洗浄している	① 散布設備に農薬が残らないような洗浄手順を決めた上で、散布後は速やかに散布機、ホース、ノズル、接合部及びタンクを洗浄している。 ② 散布設備を洗浄する場所を特定している。 ③ 薬剤の付着した状態で、タンク等を他の目的に使用していない。
6.3.3	重要	散布設備の洗浄水を適切に処理している	散布設備を洗浄した廃水の処理は、地方公共団体の指導に従っている。地方公共団体の指導がない場合には、規定の散布量を超えない範囲で、散布むらへの調整、灌水、または自分の管理する場所で、農産物や水源に危害がなく作物を植えることのない場所へしみ込ませるようにしている。
6.3.4	必須	農薬使用を記録している（その1）	農薬使用について、下記の項目を記録している。④⑥は使用農薬の一覧表からの引用が分かるようになっているのもよい。（管理点6.1.4参照） ① 対象作物または品種（農薬登録における適用作物名） ② 使用場所（圃場の名称または圃場番号） ③ 使用日 ④ 農薬の商品名及び有効成分名 ⑤ 希釈倍数と使用量 ⑥ 使用時期（収穫前日数等）
6.3.5	重要	農薬使用を記録している（その2）	農薬使用について、下記の項目を記録している。②③は使用農薬の一覧表、④は組織表からの引用が分かるようになっているのもよい。（管理点1.2.1、6.1.4参照） ① 作業者名 ② 使用目的（適用病害虫・雑草名） ③ 使用方法（散布機等の機械の特定を含む） ④ 農薬使用の責任者名
6.4 農薬の保管			
6.4.1	必須	農薬保管の責任者がいる	① 農薬保管の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 農薬保管の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、誤使用や盗難を防いでいる。

番号	レベル	管理点	適合基準
6.4.2	必須	農薬の保管条件は適切である（その1）	① 農薬保管庫は強固であり施錠されている。 ② 農薬は、購入時に入っていた容器のまま保管されている。容器が壊れてしまった場合、新しく入れ替えた容器には元の容器のラベル表示が書き写されている。
6.4.3	重要	農薬の保管条件は適切である（その2）	① 開封した農薬は、蓋や開け口がきちんと閉められており、こぼれない様になっている。 ② 農薬同士がこぼれた際に混ざらないように、液状のものは粉剤・粒剤・水和剤の上に置かない、もしくはトレー等を利用している。 ③ 作物に使用するもの、作物以外に使用するもの（除草剤や圃場外に限って使用が許可されているもの）を分けて保管し、誤用を回避している。 ④ 農薬流出に対処するため、内容量にあったトレーや囲いを用意している。流出した農薬を清掃するための専用の砂・ほうき・ちりとり・ごみ袋等が用意されている。 ⑤ ラベルで要求されている温度条件が保たれている。 ⑥ その他ラベルに記載された保管上の注意がある場合は、その指示に従っている。 ⑦ 立ち入り可能な保管庫の場合、通気性がある。 ⑧ ラベルが読める程度の明るさがある。 ⑨ 農薬及び農薬準備・散布に必要な器具以外のものは置かれていない。 ⑩ 危険性を警告する表示がされている。
6.4.4	努力	農薬の保管条件は適切である（その3）	農薬の保管庫の棚が農薬を吸収・吸着しないような対策が採られている。
6.4.5	必須	農薬の最終有効年月を管理している	最終有効年月を過ぎた農薬を分別して保管している。廃棄する場合は、管理点12.1に従っている。
6.4.6	重要	農薬の在庫を管理している	① 農薬の在庫は台帳で確認できる。 ② 台帳には、入庫ごと・出庫ごとの記録がつけられており、記録から実在庫が確認できる。 ③ 開封・未開封が識別管理されている。
6.5 農薬のドリフト（飛来、飛散）			
6.5.1	必須	ドリフトの危険性を認識している	自分の圃場を含む周辺圃場で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識している。（管理点1.2.2の③参照）
6.5.2	重要	ドリフト対策を講じている	周辺の生産者とコミュニケーションをとることによって、周辺地からのドリフト対策を行っている。コミュニケーションの内容としては、農薬散布や収穫時期の連絡、散布方法を話し合う等がある。 コミュニケーションで改善しないドリフトについては、緩衝地帯をもうける・防風ネットを設ける等他の対策を行っている。対策については管理点11.1も参照している。
6.6 残留農薬検査 ※団体審査・認証での残留農薬検査は『JGAP 団体事務局用管理点と適合基準』も参照のこと			
6.6.1	必須	残留農薬の基準を把握している	① 農産物が取引される国の最新の残留農薬基準の情報を入手している、または入手方法を知っている。 ② 農産物が取引される国の残留農薬基準への適合を考慮している。 例えば、必要に応じて農薬を変える、残留農薬検査の結果を活用する、等がある。
6.6.2	必須	残留農薬検査の計画を立てている	① 残留農薬検査の計画が文書化されている。 ② 残留農薬検査の計画は農場内で使用した農薬のうち、もっとも残留の可能性が高いと思われる品目・農薬成分・収穫時期・場所からサンプルを選んでいる。 残留の可能性の判断基準としては、以下のものがある。 収穫から最も近い時期に散布した成分、使用回数が多い成分、作物に対して残留しやすいという知見のある成分。

番号	レベル	管理点	適合基準
6.6.3	必須	残留農薬検査を実施している（使用農薬）	管理点6.6.2の計画に基づき、年1回以上残留農薬検査を行い、農薬の使用が適正であることを確認している。サンプリング方法を記録し、検査記録を保管している。
6.6.4	努力	残留農薬検査を実施している（ドリフト）	周辺圃場からの農薬のドリフト（飛来・飛散）の可能性が高いと思われる農薬成分について、年1回以上残留農薬検査を行っている。サンプリングは農薬のドリフトの可能性が高い場所及び時期を考慮している。
6.6.5	重要	信頼のおける検査機関に依頼している	残留農薬検査を行う検査機関は、下記のいずれかを満たしている。 ① 食品衛生法に基づく登録機関、ISO17025認定機関 ② 日本GAP協会が推奨する検査機関 ③ 年1回以上、外部精度管理試験に参加しており、適切な精度管理を行っている機関
7. 収穫・輸送に関わる衛生管理(圃場における出荷用包装を含む)			
7.1	必須	収穫と農産物取扱い施設までの輸送について作業の工程を文書化している	収穫と、圃場から農産物取扱い施設までの輸送について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程は、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。
7.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（収穫・輸送）	管理点7.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。
7.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（収穫・輸送）	管理点7.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。
7.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している（収穫・輸送）	① 商品管理の責任者が管理点7.3で定めた対策、ルール、手順を農場の責任者も含む作業者全員に周知・指導している。 ② 作業者が対策、ルール、手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。
7.5	重要	収穫場所での出荷用包装は衛生的に行っている	収穫場所での出荷用包装する場合、下記の項目を満たしている。 ① 梱包した農産物の一時保管場所は清潔であり、梱包した農産物を汚染しないようになっている。 ② 梱包資材は汚染がないよう、清潔に保管している。 ③ 梱包資材の破片や廃棄物を圃場から取り除いている。 ④ 管理点7.1、7.2、7.3、7.4の項目を収穫場所での包装、出荷の工程についても実施している。
8. 農産物取扱い（保管・選別・調製・洗浄・包装・出荷）			
8.1	必須	農産物取扱いの作業工程を書き出している	農産物取扱いに関する作業について、作物ごとに作業工程を文書化している。文書化した作業工程には、作業内容、作業場所、器具、機械が明確になっている。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、作業工程の文書を修正している。
8.2	必須	作業工程と危害要因について検討している（農産物取扱い）	管理点8.1の作業工程を元に、危害要因を決定し、その危害要因が付着・混入する可能性を年1回以上作業工程ごとに検討し、文書化している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、再検討をしている。

番号	レベル	管理点	適合基準
8.3	必須	作業工程ごとに農産物の安全を確保する対策を立てている（農産物取扱い）	管理点8.2の検討を元に、農産物の安全を確保するための対策・ルール・作業手順を各工程ごとに作成して文書化（表示・掲示でも良い）している。 各工程の作業内容、作業場所、器具、機械それぞれの観点から対策を検討している。 作業内容、作業場所、器具、機械に変更が生じた場合には、対策・ルール・作業手順の再検討をしている。
8.4	必須	対策・ルール・作業手順を周知し、実施している（農産物取扱い）	① 商品管理の責任者が管理点8.3で定めた対策、ルール、作業手順を農場責任者も含む作業員全員に周知・指導している。 ② 作業員が対策、ルール、作業手順を定められたとおり実施していることを商品管理の責任者が確認している。
8.5	必須	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その1）	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 作業場と区別されたところに清潔なトイレ・手洗い場がある。トイレ・手洗い場には清潔な水・石けん・タオル類が常備され、手洗いのルールが表示されている。 ② 農産物を保管する場所は適切な温度と湿度が保たれている。 ③ 光に敏感な農産物（ジャガイモ等）を長期間保管する場合、光が入らない場所で保管している。 ④ 農薬・家庭用殺虫剤・肥料・燃料を置いていない。 ⑤ 農産物が通過するライン上にある照明は、壊れた時に破片が飛び散らないようになっている。飛散時の対策手順（ガラスやプラスチックの破片の処理手順等）を文書化している。照明は作業に適した明るさが確保されている。 ⑥ 管理点8.2の検討結果に基づき、その他の施設の問題点に対処している。
8.6	重要	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その2）	農産物を保管・選別・包装する施設は下記の項目を満たしている。 ① 包装資材を清潔に保管している。 ② 包装資材の誤使用を防ぐ工夫をしている。 ③ 定期的に整理・整頓・清掃されており清潔である。 ④ 農産物に接触する可能性のある清掃用品や潤滑油は食品業界で使用が許可されているものを使用し、使用上の注意を遵守している。 ⑤ 清掃用品や潤滑油は、農産物と離れた場所に置かれている。 ⑥ 動物（ペットを含む）や害虫の侵入を防ぐための対策がとられている。 ⑦ 喫煙・飲食場所を作業場と区別してもうけている。 ⑧ 廃棄物は出荷する農産物と区分され、適切に処理されている。
8.7	努力	適切な施設で農産物を保管・選別・包装している（その3）	農産物を保管・選別・包装する施設では、出庫の順番を管理している。
8.8	努力	食品安全や衛生管理の新たな知見・情報を集めている	商品管理の責任者は、専門誌、書籍または研修会等を通じて、収穫から出荷までの食品安全や衛生管理に関する知識や情報を入手している。

番号	レベル	管理点	適合基準
C 環境保全型農業			
9. 水の保全			
9.1 水量の確保			
9.1.1	努力	灌漑用水の取り決めを守っている	灌漑用水に関する地域の取り決めや地方公共団体の指導、許可制度がある場合はそれに従っている。
9.2 水質の保全			
9.2.1	重要	農薬による水質汚染を防いでいる	使用した農薬が地下水や河川を汚染しないようにしている。 ① 農薬使用を必要最低限にしている。（管理点6.1.3参照） ② 農薬散布後の残液を適切に処理している。（管理点6.3.1参照） ③ 散布設備の洗浄水を適切に処理している。（管理点6.3.3参照）
9.2.2	重要	肥料による水質汚染を防いでいる	① 使用した肥料等の硝酸塩やリン酸が地下水や河川を汚染しないように、適切な施肥設計による施肥量の削減や施肥時期の調整、その他の対策を講じている。（管理点5.1.2参照） ② 養液栽培の場合は、養液の排水量を削減する工夫をしている。 ③ 保管している肥料・堆厩肥からの流出物による水質汚染を防いでいる。（管理点5.4.2, 5.4.5参照）
10. 土壌の保全			
10.1	努力	よい土作りを行っている	圃場の土壌特性を把握し、その土壌に適した土作りを行っている。 例えば下記の方法がある。 土壌図の利用、堆厩肥の施用、緑肥の栽培、クリーニングクロップの作付、適切な土壌改良資材の使用、サブソイラ等による硬盤破壊、適地における不耕起栽培の実施。
10.2	重要	土壌流出を防いでいる	土壌流出を食い止めるような耕作技術を利用している。 例えば、下記の方法がある。 土壌の透水性改善、草生栽培等の被覆作物の栽培、植生帯の設置、等高線栽培、風向きを考慮した畝立の実施、防風垣の設置、適地における不耕起栽培。
11. 周辺地への配慮			
11.1	必須	周辺への農薬ドリフトを防いでいる	周辺地へ農薬のドリフト（飛散）を防ぐ対策をとっている。 例えば、下記の方法がある。 散布量が多くなりすぎないようにする、風の強さ・風向きに注意する、散布の方向や位置に注意する、細かすぎる散布粒子のノズルを使用しない、散布圧力を上げすぎない、タンクやホースは洗いもれがないようにする、まわりの作物にも登録のある農薬を使用する、飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を使用する、近隣生産者とコミュニケーションを取る、緩衝地帯をもうける。 土壌くん蒸剤を使用する場合は、被覆することで外部への拡散を防いでいる。
11.2	努力	排水を適切に管理している	圃場や施設で発生する排水が、周辺の圃場や住宅に被害を与えないような対策をとっている。
11.3	努力	虫害・臭害を防いでいる	作物、廃棄物、肥料等が集まる虫や臭いが周辺地に被害を与えないようにしている。 例えば、下記の方法がある。 住宅や農産物取扱い施設から離れた場所で保管する、シートで覆う、堆厩肥の場合は戻し堆肥を利用する等して発酵を促進している。
11.4	努力	産業廃棄物による汚染を防いでいる	水源や土壌を汚染する可能性のある廃棄物を圃場に入れていない。
12. 廃棄物の適切な処理と減量・リサイクル			
12.1	必須	適切に廃棄物の保管と処理を行っている	① 農場から出る廃油、廃プラスチック、植物残渣、その他環境を汚染する可能性のある廃棄物を一覧表に書き出し、処理方法と保管場所を明確にしている。 ② 廃棄物は地方公共団体の指導に従い、適切に保管・処理している。 ③ 使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしていない。
12.2	重要	廃棄物の減量・分別・リサイクルを行っている	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ① 廃棄物の減量 ② 決められた場所に分別して保管 ③ リサイクルの努力をしている

番号	レベル	管理点	適合基準
12.3	必須	農薬の空容器を適切に保管している	農薬の空容器は下記のことを守って保管している。 ① 空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。 ② 容器内の農薬は使い切っている。 ③ 液状の農薬の場合は、農薬散布の準備の際に空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに希釈用の水の一部として戻す。 ④ 空容器は他の目的に使用しない。 ⑤ 人間、動物、農産物や包装資材と接触しないよう、環境を汚染しないように安全に保管している。
12.4	必須	農薬の空容器を適切に処理している	農薬の空容器は下記のことを守って処理している。 ① 地方公共団体の指導に従って処理している。 ② 地方公共団体、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ③ 回収・処理の実績（産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄物処理の委任状等）がある。 ④ 紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理している。
13. エネルギーの節約			
13.1	努力	エネルギー使用量を把握している	電気、ガス、重油等のエネルギー使用量を把握し、エネルギーの節約に役立っている。
13.2	重要	省エネルギーの努力をしている	機械や施設を使用する際に、省エネルギーの工夫している。化石燃料の使用を最小限にとどめる工夫をしている。 例えば、下記の方法がある。 作業工程を見直し、作業効率を上げる。エネルギー効率の高い機械・施設を選択する。適切な温度管理をする。機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。不要な照明は消灯する。
14. 環境保全への意識と生物多様性への配慮			
14.1	必須	開発規制・利用制限を遵守している	自然保護地域では、規制に従って圃場を開発している。 自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。
14.2	重要	野生動植物を把握している	農場と農場周辺に生息する動植物を把握しており、それらと自分の農業活動にどのような関係があるか認識している。
14.3	必須	外来生物を適切に管理している	① 農業生産で使用する外来生物（導入天敵やマルハナバチ等）が生態系を乱さないような管理をしている。 例えば、下記の方法がある。 栽培施設の全ての開口部のネットでの被覆。使用後のハチの確実な殺処分の実施。 ② セイヨウオオマルハナバチの飼養は環境省の許可を取得している。
14.4	努力	環境保全に関する新たな知見・情報を集めている	環境保全に関する知識や情報を入手している。
14.5	努力	環境保全に関する活動に参加している	環境保全に関する取り組みに参加している。 例えば、下記の方法がある。 水田の生き物調査。ビオトープの設置。希少な在来品種の系統保存。

番号	レベル	管理点	適合基準
D 労働安全			
15. 作業者の安全			
15.1 事故の防止			
15.1.1	必須	労働安全の責任者がいる	① 労働安全の責任者が特定されている。（管理点1.2.1参照） ② 労働安全の責任者は、農場内の労働安全について管理の責任を負っている。
15.1.2	必須	農作業における危険箇所を書き出している	農場内で考えられる危険な作業・危険な場所についての一覧表がある。一覧表は、作業内容・作業場所・機械の観点から作成されている。作業内容・作業場所・機械に変更があった場合には、危険な作業・危険な場所の一覧表を修正している。
15.1.3	重要	事故の防止対策を立てている	管理点15.1.2の危険な作業・危険な場所の一覧表に基づき、事故を防ぐための対策、ルール、作業手順が文書化もしくは表示されている。作業内容・作業場所・機械の変更があった場合は対策の再検討を行っている。対策の設定にあたっては、農林水産省『農作業安全のための指針』や独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）『農作業現場改善チェックリスト』を活用している。
15.1.4	重要	危険な作業は作業者を制限している	管理点15.1.2で特定した危険な作業を実施する作業者は下記の条件を満たしている。 ① 安全のための十分な訓練を受けたことが記録で分かる。 ② 酒気帯び者、薬剤服用者、病人、妊婦、未成年、必要な資格を取得していない者、ではない。 ③ 高齢者の加齢に伴う心身機能の変化をふまえた作業分担の配慮をしている。 ④ 安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。
15.1.5	重要	事故の防止対策を作業者に周知徹底している	① 管理点15.1.3で定めた事故を防止するための対策、ルール、作業手順を作業者全員に周知し、実行させている。 ② 危険性のある作業内容・作業場所・機械については、作業者の目に付くような危険表示をしている。 ③ 点検作業等はマニュアル化し、経験則ではなく誰でも分かるようにしておく。 ④ 作業者の間でヒヤリハットの情報共有をしている。 ⑤ 機械類の誤操作を防ぐ対策をとっている。 例えば、次のような方法がある。カバーを付ける、操作法を掲示する。
15.1.6	必須	労働安全衛生に関する作業の資格を持っている	法規制で要求されている場合には、労働安全衛生に関係する作業の公的資格の保有、または講習を修了した者がいることを証明できる。 例えば、下記のような免許・講習がある。 大型特殊免許、危険物取扱者、フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者、ボイラー取扱技能講習、玉掛技能講習。
15.1.7	重要	安全な農業機械を使用している	① 新しく購入する農業機械は、型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。 ② トラクター等乗用型機械は転倒事故防止の対策をとっている。 ③ 農業機械の取扱説明書は、内容を理解し、すぐに取り出せるところに保管している。
15.1.8	重要	適切に燃料を保管管理している（その1）	① 燃料タンク配管からの燃料漏れがないか確認している。 ② 燃料タンクの容量にあった防油堤を設置している。 ③ 内容物に適した容器を用いている。例えば、ガソリンは金属製の容器に入れている。 ④ 燃料のそばで火気を使用しない。
15.1.9	努力	適切に燃料を保管管理している（その2）	① 使用しないときはバルブをしっかりと閉めている。 ② 燃料タンク・ポリタンク等の転倒防止対策を講じている。 ③ 危険物表示を行っている。 ④ 消火器を用意している。

番号	レベル	管理点	適合基準
15.1.10	必須	保護衣・防護具を着用している	作業者は農薬のラベルの指示に従って適切な保護衣及び保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を着用している。
15.1.11	重要	保護衣・防護具を洗浄している	① 保護衣を着用後に毎回洗浄している。 ② 再利用する保護具を使用後、毎回洗浄している。 ③ 保護衣は着用後に他の服とは分けて洗浄しており、手袋は外す前に洗っている。 ④ 破れたり痛んだりした保護衣や、マスクの汚れたフィルターは新しく替えている。
15.1.12	必須	保護衣・防護具を適切に保管している	保護衣と保護具（防護マスク、保護メガネ、ゴム手袋、ゴム長靴）を農薬および農産物と接触しないように保管している。また、換気のよい場所に保管している。
15.1.13	重要	訪問者に対する注意喚起をしている	下記に関して、訪問者も守るべき農場のルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。 ① 管理点15.1.3で定めた事故防止 ② 食の安全 ③ 環境への配慮
15.2 事故発生時の対処			
15.2.1	重要	事故の対応手順を周知している	労働事故発生時の対処手順や連絡先（労働安全の責任者、病院・警察・消防署）、非常口・消火器の場所、水道・電気・ガスの緊急停止方法が定められており、作業員全員に周知されている。
15.2.2	重要	緊急事態の準備をしている	労働事故発生時に清潔な水および救急箱がすぐに使えるようになっている。
15.2.3	重要	応急処置ができる人がいる	農場内に少なくとも一人、応急処置訓練を受けた作業員がいる。
15.3 保険の加入			
15.3.1	必須	労災保険に加入している（その1）	常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。（常時雇用の従業員が5名未満の個人事業を除く）
15.3.2	努力	労災保険に加入している（その2）	① 常時雇用の従業員が5名未満の個人事業であっても、労災保険に加入している。 ② 従業員以外の農場主や家族従事者が、労災保険に特別加入している。
15.3.3	努力	任意保険に加入している	① 必要に応じて障害共済等の任意保険に加入している。 ② 農耕作業用の大型特殊自動車及び小型特殊自動車の任意保険に加入している。